

# 長崎県政務活動費運用の手引き

平成 25 年 3 月 22 日

長崎県議会

## **I. 政務活動費運用指針**

## **II. 政務活動費運用指針【解説】**

# 政務活動費運用指針

## 1 総論

### (1) 実費充当の原則

政務活動は、会派及び議員の自発的な意思に基づき行われるものである。

政務活動費は、そうした会派及び議員の様々な活動に対し、社会通念上妥当な範囲において、要した費用の実費に充当することを原則とするものである。

なお、これら費用の充当に当たっては、収支報告書への領収書等の添付を必要とするものとし、領収書等の添付に当たっては、別に定めた「領収書等添付様式」（様式1）を用いるものとする。

ただし、調査研究等に要する交通費については、当該調査研究等に係る「活動報告書兼支払証明書」（様式2）をもって充当することができるものとする。

### (2) 按分の考え方

議員活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と政務活動とが渾然一体となり多岐にわたっている。

このことから、政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するなど、それらの活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあつては、適切な割合又はそれぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合は1/2の割合を限度として按分した額を充当できることとし、その基準は「2 調査研究費」から「11 人件費」までに定めるとおりとする。

### (3) 限度額の設定

実費充当、按分充当に関わらず、各経費において別途限度額の定めがある場合にあつては、当該限度額の定めに従うものとする。

## 2 調査研究費

### 〔使途〕

県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

### (1) 交通費

自家用車を利用した場合は、政務活動のために移動した距離に、職員の旅費に関する条例に定める車賃単価（25円/km）を乗じて得た額を活動報告書兼支払証明書に記載し全額を充当する方法のほか、燃料代の支払額を1/2の割合により按分した額を上限として充当する方法によることができるものとする。

航空機、特急料金を伴う鉄道、高速バス、フェリー、ジェットfoil、タクシー、レンタカー等、領収書の受領が可能な交通機関等を利用した場合は、領収書に基づき、その実費を充当することができるものとする。

近距離のバス、路面電車、鉄道、地下鉄等、通常は領収書が発行されない交通機関を利用した場合は、活動報告書兼支払証明書に活動内容、所要経費等を記載し、その実費を充当することができるものとする。

### (2) 宿泊費

宿泊費については、1泊2食の実費料金を充当することができるものとする。

ただし、この場合、議員に適用される旅費規程（長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）に準じ、乙地方（甲地方を除く全域）には1泊につき13,300円を、甲地方（東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、福岡市等の大都市部）には1泊につき14,800円を上限とする。

なお、海外における宿泊費については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じた額を上限とする。

### 3 研修費

〔使途〕

研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費及び団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への参加に要する経費

- (1) 研修会等への参加に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。
- (2) 会費については、研修会（講演会）等その都度支払う参加費（負担金）等だけではなく、年又は月単位で納入するものを含む。ただし、ロータリークラブ、趣味・娯楽等を目的とした団体、政党、宗教活動団体等への会費は除く。
- (3) 懇親会等の経費については、公職選挙法等の法令に反しない範囲であって、各種会議と一体性をもって開催される場合に5千円を限度として充当できるものとする。

### 4 広聴広報費

〔使途〕

県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

- (1) 広聴広報活動に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。
- (2) 広報紙、ホームページ作成等に要する経費については、後援会活動や政党活動、選挙活動等に関する情報が混在し、明確に区分し難い場合にあっては、1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。

### 5 要請陳情等活動費

〔使途〕

要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

要請陳情等活動に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。

## 6 会議費

〔使途〕

各種会議、住民相談会等に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費

- (1) 会議等への出席及び開催に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。
- (2) 懇親会等の経費については、研修費に準じて取り扱うものとする。

## 7 資料作成費

〔使途〕

議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

政務活動に必要な資料の作成に要した経費について充当することができるものとする。

## 8 資料購入費

〔使途〕

政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

- (1) 政務活動に必要な図書・資料等の購入、利用等に要した経費について充当することができるものとする。
- (2) 図書等に政務活動費を充当する際は、領収書添付様式に書籍名を明示する等、購入物が分かるようにするものとする。

## 9 事務所費

〔使途〕

政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

- (1) 事務所の賃借料及び光熱水費については、後援会事務所等と兼用し明確に区分し難い場合にあつては、1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。
- (2) 事務所費は、議員に対してのみ交付されるものであり、会派に対して交付される政務活動費を充当することはできないものとする。
- (3) 光熱水費については、自宅の一部を事務所として使用している場合は、家族用と分離することを原則とするものとする。
- (4) 自己所有（家族名義を含む）の場合は、賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。

## 10 事務費

### 〔使途〕

#### 政務活動に係る事務の遂行に要する経費

- (1) 電話（携帯電話を含む）、FAX、郵便、宅配、Eメール、インターネット等に係る通信費及び事務用品代については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあつては、1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。  
なお、電話代等通信費については、自宅の一部を事務所として使用している場合は、家族用と分離することを原則とするものとする。
- (2) コピー機のリース料及び用紙代についても、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあつては、1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。
- (3) 自動車のリース料、車検・整備費用、保険料、維持費には充当できないものとする。
- (4) 備品については、政務活動に直接必要なものであつて、10万円を取得限度額の目安とする。  
特に改選期間近の購入については慎重に取り扱うものとする。また、当該備品を政務活動以外にも使用する場合は、適切な割合又は使用割合が明確に区分できない場合にあつては1/2の割合において按分した額を上限として充当することができる。
- (5) 消耗品等の購入代金の充当に当たっては、購入品目名を記載するものとする。

## 11 人件費

### 〔使途〕

#### 政務活動を補助する職員を雇用する経費

- (1) 政務活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあつては1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。
- (2) 同一生計を営む親族の人件費に充当することはできないものとする。

(様式1)

## 領収書等添付様式

- ・ 領収書原本又はコピーを貼付する。

(領収書受領に当たっては、宛名、日付、印紙の有無等に留意すること。)

- ・ 口座振込依頼書の控え又はコピーを貼付する。

1. 支出項目
2. 使途内容
3. 按分割合
4. 算定式
5. 充当額

[記載例] ※充当額の算定に当たっては、充当割合のみでなく算定後の充当額も記載すること。

1. 支出項目：備品購入費
2. 使途内容：調査研究結果の報告のために使用する資料作成ソフトの購入  
(調査研究用パソコンにインストールして使用)

3. 按分割合：1/2

【取得価格計】                      【按分割合】                      【充当額】

4. 算定式：10,000円 × 1/2 = 5,000円

5. 充当額：5,000円





# 政務活動費運用指針

## 【解説】

# 目 次

<b>I 議員交付に係るもの</b> .....	1
<b>1 総論</b> .....	1
(1) 実費充当の原則 .....	1
(2) 按分の考え方 .....	2
(3) 限度額の設定 .....	4
(4) 政務活動費を充当するのに適しない事例（全国都道府県議会議長会の例示） ..	4
(5) 会費として支出するのに適しない例（全国都道府県議会議長会の例示） .....	5
<b>2 調査研究費</b> .....	5
(1) 概要 .....	5
(2) 主な経費の説明 .....	6
① 交通費 .....	6
② 宿泊費 .....	10
<b>3 研修費</b> .....	12
(1) 概要 .....	12
(2) 主な経費の説明 .....	12
<b>4 広聴広報費</b> .....	14
(1) 概要 .....	14
(2) 主な経費の説明 .....	15
<b>5 要請陳情等活動費</b> .....	16
(1) 概要 .....	16
(2) 主な経費の説明 .....	16
<b>6 会議費</b> .....	17
(1) 概要 .....	17
(2) 主な経費の説明 .....	18
<b>7 資料作成費</b> .....	19
(1) 概要 .....	19
(2) 主な経費の説明 .....	19
<b>8 資料購入費</b> .....	20
(1) 概要 .....	20
(2) 主な経費の説明 .....	20
<b>9 事務所費</b> .....	21
(1) 概要 .....	21
(2) 主な経費の説明 .....	21
<b>10 事務費</b> .....	23
(1) 概要 .....	23
(2) 主な経費の説明 .....	23
<b>11 人件費</b> .....	26
(1) 概要 .....	26

(2) 主な経費の説明 .....	26
<b>II 会派交付に係るもの</b> .....	<b>29</b>
<b>1 総論</b> .....	<b>29</b>
<b>2 調査研究費</b> .....	<b>29</b>
(1) 概要 .....	29
(2) 主な経費の説明 .....	30
<b>3 研修費</b> .....	<b>31</b>
(1) 概要 .....	31
(2) 主な経費の説明 .....	31
<b>4 広聴広報費</b> .....	<b>32</b>
(1) 概要 .....	32
(2) 主な経費の説明 .....	32
<b>5 要請陳情等活動費</b> .....	<b>32</b>
(1) 概要 .....	32
(2) 主な経費の説明 .....	33
<b>6 会議費</b> .....	<b>33</b>
(1) 概要 .....	33
(2) 主な経費の説明 .....	34
<b>7 資料作成費</b> .....	<b>35</b>
(1) 概要 .....	35
(2) 主な経費の説明 .....	35
<b>8 資料購入費</b> .....	<b>35</b>
(1) 概要 .....	35
(2) 主な経費の説明 .....	36
<b>9 事務費</b> .....	<b>36</b>
(1) 概要 .....	36
(2) 主な経費の説明 .....	36
<b>10 人件費</b> .....	<b>37</b>
(1) 概要 .....	37
(2) 主な経費の説明 .....	37
<b>III その他</b> .....	<b>39</b>
<b>1 税関係</b> .....	<b>39</b>
(1) 所得税・課税 .....	39
(2) 法人住民税 .....	40
<b>2 活動費の精算</b> .....	<b>41</b>
(1) 活動費の精算 .....	41
<b>3 収支報告書</b> .....	<b>41</b>
(1) 証拠書類 .....	41
(2) 帳簿 .....	42
(3) 議員死亡 .....	42
<b>4 議長の調査権</b> .....	<b>43</b>
(1) 議長の調査権 .....	43

5	経費区分	44
IV	会計処理	46
1	会計帳簿等の整理保管	46
(1)	保管期間の定め	46
2	証拠書類の整備	46
(1)	領収書等	46
(2)	活動記録等の整備	46
3	会計帳簿類の整備	46
(1)	整備することが望ましい帳簿類	46
V	資料集	47
1	地方自治法（昭和22年法律第67号）【抜粋】	47
2	政務活動費の交付に関する条例	48
3	政務活動費の交付に関する規程	55
4	政務活動費の支出に伴う証拠書類等参考書式	61
I	議員交付に係るもの	1
1	総論	1
(1)	実費充当の原則	1
(2)	按分の考え方	1
(3)	限度額の設定	3
(4)	政務活動費を充当するのに適しない事例（全国都道府県議会議長会の例示）	3
(5)	会費として支出するのに適しない例（全国都道府県議会議長会の例示）	4
2	調査研究費	4
(1)	概要	4
(2)	主な経費の説明	5
(1)	交通費	5
(2)	宿泊費	8
3	研修費	10
(1)	概要	10
(2)	主な経費の説明	10
4	広聴広報費	12
(1)	概要	12
(2)	主な経費の説明	12
5	要請陳情等活動費	13
(1)	概要	13
(2)	主な経費の説明	13
6	会議費	14
(1)	概要	14
(2)	主な経費の説明	15
7	資料作成費	16
(1)	概要	16
(2)	主な経費の説明	16
8	資料購入費	17

(1) 概要	17
(2) 主な経費の説明	17
<b>9 事務所費</b>	18
(1) 概要	18
(2) 主な経費の説明	18
<b>10 事務費</b>	19
(1) 概要	19
(2) 主な経費の説明	20
<b>11 人件費</b>	21
(1) 概要	21
(3) 主な経費の説明	22
<b>II 会派交付に係るもの</b>	23
<b>1 総論</b>	23
<b>2 調査研究費</b>	23
(1) 概要	23
(2) 主な経費の説明	23
<b>3 研修費</b>	24
(1) 概要	24
(2) 主な経費の説明	25
<b>4 広聴広報費</b>	25
(1) 概要	25
(2) 主な経費の説明	26
<b>5 要請陳情等活動費</b>	26
(1) 概要	26
(2) 主な経費の説明	26
<b>6 会議費</b>	27
(1) 概要	27
(2) 主な経費の説明	27
<b>7 資料作成費</b>	28
(1) 概要	28
(2) 主な経費の説明	29
<b>8 資料購入費</b>	29
(1) 概要	29
(2) 主な経費の説明	29
<b>9 事務所費</b>	29
(1) 概要	29
(2) 主な経費の説明	30
<b>10 人件費</b>	30
(1) 概要	30
(2) 主な経費の説明	30
<b>III その他</b>	32
<b>1 税関係</b>	32

(1) 所得税・課税	32
(2) 法人住民税	32
(3) 期間	33
<b>2 調査費の精算</b>	33
(1) 調査費の精算	33
<b>3 収支報告書</b>	33
(1) 証拠書類、会派	33
(2) 帳簿	34
(3) 議員死亡	34
(4) その他	34
<b>4 議長の調査権</b>	34
(1) 議長はどのようにして調査を行うのか	34
(2) 予算の執行に関する知事の調査権との兼ね合いどうなるのか	34
<b>5 経費区分</b>	35
<b>IV 会計処理</b>	36
<b>1 会計帳簿等の整理保管</b>	36
(1) 保管期間の定め	36
<b>2 証拠書類の整備</b>	36
(1) 領収書等	36
(2) 活動記録簿等の整備	36
<b>3 会計帳簿類の整備</b>	36
(1) 整備することが望ましい帳簿類	36
<b>V 資料集</b>	37
<b>1 地方自治法（昭和22年法律第67号）【抜粋】</b>	37
<b>2 政務活動費の交付に関する条例</b>	38
<b>3 政務活動費の交付に関する規程</b>	45
<b>4 政務活動費の支出に伴う証拠書類等参考書式</b>	51

# I 議員交付に係るもの

## 1 総論

<運用指針より>

### (1) 実費充当の原則

政務活動は、会派及び議員の自発的な意思に基づき行われるものである。

政務活動費は、そうした会派及び議員の様々な活動に対し、社会通念上妥当な範囲において、要した費用の実費に充当することを原則とするものである。

なお、これら費用の充当に当たっては、収支報告書への領収書等の添付を必要とするものとし、領収書等の添付に当たっては、別に定めた「領収書等添付様式」(様式1)を用いるものとする。

ただし、調査研究等に要する交通費については、当該調査研究等に係る「活動報告書兼支払証明書」(様式2)をもって充当することができるものとする。

~~政務活動は、会派及び議員の自発的な意思に基づき行われるものである。~~

~~政務活動費は、そうした会派及び議員の様々な活動に対して、社会通念上妥当な範囲において、要した費用の実費に充当することを原則とするものである。~~

~~なお、これら費用の充当にあたっては、収支報告書への領収書等の添付を必要とするものとし、領収書の添付にあたっては、別に定めた領収書添付様式(様式1)を用いるものとする。~~

~~ただし、調査研究等に要する交通費については、当該調査研究等に係る活動報告書兼支払証明書(様式2)をもって充当することができるものとする。~~

### 【解説】

政務活動費は、地方自治法第100条第14項において、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、交付することができる、~~議会の会派又は議員に対し必要な経費の一部として交付できる~~と定められている。

政務活動費の交付に該当する具体的な経費の範囲については、地方公共団体の条例において定めることとされており、本県では「長崎県政務活動費の交付に関する条例」により、経費の範囲を定めている。

このことから、会派又は議員は、条例に規定する経費の範囲において、政務活動のために直接要した経費 ~~については、その経費~~の全額又は一部に対し、政務活動費を充当することができる。

なお、充当する全ての費用について、収支報告書に証拠書類(領収書等 又は及び活動報告書兼支払証明書)を添付することが必要である。

### 【運用に係るQ&A】

Q) 「社会通念上妥当な範囲」を定めた趣旨は何か。

A) 著しく高額な備品、懇親会費等を含む高額な会議費用等、社会通念上の許容範囲を超える場合には、充当に対する理解が得られないことから、このよ



うに定めている。

なお、備品購入費用、懇親会等への食糧費については別途限度額を定めており、政務活動とそれ以外の活動が混在し明確に区分できないものについては1/2の按分割合を上限とするものである。別途限度額の定めを設けたほか、これによらない場合であっても、全額充当を控えるべき可能性がある。

Q) 領収書等はいかなる場合でも添付することが必要か。

A) 実費充当が原則であり、領収書が取得できるものはそれによることになる。ただし、近距離を移動する場合のバス、路面電車等の公共交通機関又は自家用車利用の場合等、通常の利用において領収書等の取得が困難であるものは、別途定める「活動報告書兼支払証明書（様式2）」により支出を証明することをもって代える。

上記のようなやむを得ない事情がなく、単に領収書を紛失した場合等にあつては、発行元に再発行を依頼する等により、再発行領収書又はそれに準ずる証明書を添付する必要がある。

Q) 「領収書等」とは何を指すのか。

例えば、人件費の計上に際して、給与の口座振込が一般化していえる現状を踏まえ、領収書の添付に代えて支給明細のみの添付で充当を認められるべきと考えるがどうか。

A) 政務活動費の交付に関する条例第10条第4項では、「政務活動費に係る支出の領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。」としている。

「領収書等」とは、支払先が発行する領収書その他、口座振替払い又はクレジットカード払いを利用している場合は、①支払先が議員もしくは会派の銀行等口座から購入金額を引き落としたことを証するための通帳の該当箇所の写し（個人情報への配慮が必要な場合は該当箇所以外を黒塗り可）に加え、②支払先が発行する利用明細等の書類をもつて代えることができる。

給与の支給明細のみでは支払先の受け取りが確認できないため、認められていない。

Q) 領収書等はいかなる場合でも添付することが必要か。

A) 近距離を移動する場合のバスや路面電車等の公共交通機関や、自家用車利用の場合等、通常の利用において領収書等の取得が困難である場合は、別途定める「活動報告書兼支払証明書」により支出を証明することをもつて代える。

ただし、上記のようなやむを得ない事情がなく、単に領収書を紛失した場合等にあつては、発行元に再発行を依頼する等により、領収書による証明が必要となる。

#### <運用指針より>

#### (2) 按分の考え方

議員活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と政務活動とが渾然一体となり多岐にわたっている。

このことから、政務活動とそれ以外の活動に係る経費とが混在するなど、それら

の活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあつては、適切な割合又はそれぞれの活動に係る経費が明確に区分し難い場合は1/2の割合を限度として按分した額を充当できるとし、その基準は「2 調査研究費」から「11 人件費」までに定めるとおりとする。~~議員活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と政務活動とが渾然一体となり多岐にわたっている。~~

~~このことから、政務活動とそれ以外の活動に係る経費が混在するなど、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当な場合にあつては、適切な割合又はそれぞれの活動にかかる経費が明確に区分できない場合は1/2の割合を限度として按分した額を充当できるとし、その基準は「2 調査研究費」から「11 人件費」までに定めるとおりとする。~~

#### 【解説】

活動内容が政務活動のみでない場合の充当方法について定めたもので、活動の内容が政務活動とそれ以外の活動を明確に区分できる場合は活動の割合（活動の時間、要したやかけた経費の割合、割り当てた紙面の割合、移動距離の割合、利用した面積など）による按分により、充当することができる。

（按分割合の例）

政務活動
政務活動 + 政務活動以外の活動

また、活動内容の割合が明確でなく、妥当な按分割合が算出できない場合には（政務活動以外の活動がごく若干含まれる場合も含め）、1/2 を上限とした~~の~~割合により按分し、按分し、充当することができる。

#### 【運用に係るQ & A】

Q) 按分割合1/2の根拠は何か。

A) 活動内容が政務活動とそれ以外の活動が渾然一体となり、明確に区分し分け難いがたい場合においては、一律に合理的かつ適切な按分割合を定めることは困難である。このため、政務活動が大半を占める場合もあれば、逆にそれ以外の活動が大半を占める場合もあるということを考慮し、原則として折半とする1/2の割合を採用した。

なお、これは上限であり、これ以下の割合を適用することを妨げるものではない。

Q) 「政務調査費」から「政務活動費」になったことによる使途範囲の拡大に伴い、これまでの1/2の按分率を上げることはできないのか。（人件費、事務費等など）

A) 政務活動の対象となる活動とそれ以外の活動について、明確な区分（~~証明~~）が可能であれば、その実態に応じて1/2以上の割合による充当は従来から可能である。明確に区分し難い場合にあつては1/2の割合により按分した額を上限として充当できるとしている。

なお、政務調査費から政務活動費へと制度が変更されても、上記原則の考え方に影響があるものではない。

Q) 按分割合を証拠書類に記載することの意味は。

A) 各種支出証拠書類 又または支出証拠書類添付様式において、按分割合 及び および按分後の最終的な充当額を記載することにより、政務活動の占める割合とともに算出根拠を示すため である。

~~Q) 国外における視察等に政務活動費を充当することができるか。~~

~~A) 議員の活動の実態が政務活動と認められる限り、充当にあたって活動地が国内であるか、国外であるかは問わない。~~

<運用指針より>

(3) 限度額の設定

実費充当、按分充当に関わらず、各経費において別途限度額の定めがある場合にあっては、当該限度額の定めに従うものとする。

【解説】

政務活動費は 議員の活動に 公金を 原資とするものであり、適正な公金支出という観点から、充当するものであるから、たとえ政務活動にあたる活動であったとしても、公金を支出するにあたり 社会通念に照らして金額が許容範囲を超えて高額となる場合などには、一定の制限が必要 である との考え 方 から、限度額の規定を設けている。

(4) 政務活動費を充当するのに適しない事例（全国都道府県議会議長会の例示）

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

(例)

- 党大会への出席
- 県連（政党等）活動
- 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
- ~~党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等~~
- ~~政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費~~

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

(例)

- 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

(例)

- 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

(例)

- 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- 慶弔餞別費等当（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または又は印刷等の経費）
- 冠婚葬祭などの出席（葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等）
- 宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）
- 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

(5) 会費として支出するのに適しない例（全国都道府県議会議長会の例示）

(例)

~~◇ 次の会費は、政務活動費として支出するのは不相当と思われる。~~

- 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費
- 個人の立場で加入している団体などに対する会費等  
(例)  
町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- 政党（県連）本来の活動に伴うともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ部等）の会費
- 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど、選挙活動のための会合に出席する会費
- 宗教団体の会費
- 冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等）
- ~~飲食・会食を主目的とする各種会合の会費~~

## 2 調査研究費

(1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
具体的な経費の事例	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>● 調査場所への交通費、調査地域における宿泊費</li><li>● 民間企業等へ調査を委託する場合の委託料</li><li>● 調査研究結果の報告書等の印刷費 など</li></ul>

支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 党大会への出席に係る交通費</li> <li>● 政党構成員として招待された式典、会合への出席にかか<u>る</u>係<u>る</u>交通費など</li> </ul>
-----------	--

(2) 主な経費の説明

<運用指針より>

(1)① 交通費

自家用車を利用した場合は、政務活動のために移動した距離に、職員の旅費に関する条例に定める車賃単価（25 円/km）を乗じて得た額を活動報告書兼支払証明書に記載し全額を充当する方法のほか、燃料代の支払額を 1/2 の割合により按分した額を上限として充当する方法によることができるものとする。

航空機、特急料金を伴う鉄道、高速バス、フェリー、ジェットfoil、タクシー、レンタカー等、領収書の受領が可能な交通機関等を利用した場合は、領収書に基づき、その実費を充当することができるものとする。

近距離のバス、路面電車、鉄道、地下鉄等、通常は領収書が発行されない交通機関を利用した場合は、活動報告書兼支払証明書に活動内容、所要経費等を記載し、その実費を充当することができるものとする。

~~自家用車を利用した場合は、政務活動のため移動した距離に、職員の旅費に関する条例に定める車賃単価（25 円/km）を乗じて得た額を活動報告書兼支払証明書に記載し全額を充当する方法のほか、燃料代の支払額を 1/2 の割合により按分した額を上限として充当する方法によることができるものとする。~~

~~航空機、特急料金を伴う鉄道、高速バス、フェリー、ジェットfoil、タクシー、レンタカー等、領収書の受領が可能な交通機関等を利用した場合は、領収書に基づき、その実費を充当することができるものとする。~~

~~近距離のバス・路面電車・鉄道・地下鉄等、通常は領収書が発行されない交通機関を利用した場合は、活動報告書兼支払証明書に活動内容、所要経費等を記載し、その実費を充当することができるものとする。~~

【解説】

政務活動として実施する調査研究、~~や~~視察等のため、社会通念上妥当な手段による移動に要した交通費については、政務活動費を充当することができる。

その際、当該交通費が政務活動のみに要したものである場合においては、その実費について全額を充当できし、政務活動以外の活動が移動経路の中に含まれ、~~従って交通費の全額が政務活動に充てられたと見做すことができない~~場合は、活動内容に応じた妥当な割合、もしくは割合の判断ができない場合は 1/2 を上限とした割合によりの按分してにより充当することを原則としたうえで、各交通手段における支出の証明手段について、細部を定めた。

なお、当然ながら公務に伴う別途費用弁償等の必要経費が別途が支給されている場合には、重複することとしての支給は認められない。

支出の証拠書類は領収書等によるものと、活動報告書兼支払証明書によるものとに分かれるが、領収書等の提出の際は、定められた様式に用務の内容、按分割合及びお

~~よび~~ 充当額等を記載することが必要（自家用車の燃料代に~~係るかかる~~ものを除く）である。また、活動報告書兼支払証明書については、活動の内容、移動手段、経路~~および~~、移動距離及びその移動距離に車賃単価（25 円/km）を乗じて算出した交通費の額等必要事項を記載し、署名又は記名とともに押印することが必要となる。

タクシー代、~~や~~ETC 利用料金~~等~~などについて、カード、~~や~~チケット等の利用により、月単位で支払っている場合は、費用弁償~~等~~との重複を除いた上で、総額を総額の1/2の割合により按分した額を上限としての額を充当することができる。

また、これら交通費に関する取り決めは、調査研究費以外の経費（研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費~~など~~）においても適用される。

## 【運用に係る Q & A】

Q) 公務と同一日に行う政務活動のための旅費等の活動経費に政務活動費を充てることができるか。

A) ~~国内外の視察経費に政務活動費を充てることはできる。~~

~~ただし~~、議長の命令に基づく公務視察期間に継続かつ追加して政務活動のための視察を行う場合については、公務の部分と政務活動の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分することができるものであれば、充当することができる必要がある。

また、費用弁償~~等~~との重複が生じないように留意する必要がある。

Q) 公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。

A) 議長等が議会を代表して友好訪問を実施することが公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の友好訪問に要する経費は認められると考える。

Q) 自己所有の自動車や後援会所有の自動車を調査活動に使用する場合の取扱い。

A) 政務活動に自動車を使用する際の費用は交通費のみが対象となるとして考えるべきである。

したがって、政務活動費の交付対象となるのは、燃料費~~および~~及び有料道路通行料、駐車料金等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に充当することはできない適当でない。

後援会が所有する自動車を使用する場合についても、上記と同様である交通費としての充当は差し支えない。

Q) 車のリース料は政務活動費の対象となるか。

A) 対象とならない。

Q) 雇用契約のない配偶者等が、議員の調査活動を補助するために~~移動~~旅行した場合の経費等は支出できるか。

A) ~~配偶者等の~~政務活動補助者としての活動実態によるものであり、通訳等専門技術的な補佐をする場合~~や議員に身体的な障がいがあり、活動を補佐する必要がある場合等~~、充当可能となるケースもありうるが、慎重な取扱いが求められる。

なお、上記は宿泊費等においても同様である。

Q) 専ら自動車運転のために雇用された者ものが、議員の県外等への調査活動に同行して宿泊する場合、政務活動費からその者への宿泊費の支払は可能か。

A) 専ら運転のために雇用された者ものであっても、政務活動の補助者としての活動実態があれば、宿泊費へも充当することがの対応は可能であるできる。

Q) 必ずしも最も効率的ではない経路により政務活動を実施し、単価を用いた算定により交通費を充当した場合は、たとえ用務地が近距離であっても外形上移動距離は長距離となる。この場合はどのように捉えるか。(合理的な距離で算定するか、実態にあわせて算定するか)

A) 単価による積算は本質的に燃料代を算出する手法の一つであるため、実際に用いた経路に基づき準じて距離を算定し、報告することとなるしていただくこととなる。

なお、政務活動においては、道路混雑を避けるため、又は移動時間短縮のために有料道路を利用する等様々な事情により最も安価でかつ合理的な方法経路を用いることができない場合もあり、実態が想定され(先方との約束時間等)、そうした経路を用いた認めない場合に各議員の政務活動に支障がに不利益が生じることが予想される点も考慮すべきである。

また、経路については活動報告書兼支払証明書に記載する必要がある。

Q) 国外における視察等に政務活動費を充当することができるか。

A) 議員の活動の実態が政務活動と認められる限り、充当に当たって活動地が国内であるか、国外であるかは問わない。

Q) 海外でのタクシー代やバス代などの取扱いは。

A) 国内同様の取扱いとし、する。支出の証明に当あたっては領収書又はまたは活動報告書兼支払証明書の提出が必要である。

なお、渡航先の通貨によって支払った額については、両替証明書等渡航時の為替レートが確認できる書類、または又はそれが無い場合は「渡航前日の為替相場により、本邦の通貨に換算」して算出した額をもとに充当する。(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第4項を準用)。

Q) 自家用車にて自宅から高速道路を使用して用務先へ移動し、政務活動のみでなく政党活動も実施した場合の、交通費および及び高速道路料金へはどのような充当が可能か。

A) 交通費については、自宅から政務活動をした用務先への距離に基づき算出した全額を充当、またもしくは燃料ガソリン代の1/2を上限として充当可能である。

高速道路料金については、当該日の政務活動分のみ全額充当、もしくは月額分をまとめて請求を受ける場合(ETC利用の場合)は費用弁償等のある日を除く総額の1/2を上限に按分して充当することが可能である。

Q) 自家用車にて自宅から高速道路を使用して用務先へ移動し公務を実施し、その後同地において政務活動をした場合、政務活動費の充当は可能か。

A) 交通費、高速道路料金ともに政務活動費を充当することはできないの充当は不可。(費用弁償との重複となるため。なお、月額で請求を受ける高速道路料金へ1/2充当する場合については、対象経費を総額母数から除外すること

が必要である。)

Q) 自家用車にて自宅から高速道路を使用して用務先へ移動し公務を実施し、その後別地に移動して政務活動をした場合、政務活動費の充当は可能か。

A) 自宅から公務の用務地までの充当はできない(上述)が、当該地から政務活動実施地までの移動については充当可能である。(月額で請求を受ける高速道路料金へ1/2充当する場合については、対象経費を母数に算入。)

なお、自宅への復路についても政務活動費と費用弁償との重複は認められない。

Q) 自家用車で自宅から空港(①)、空港から航空機で東京(②)へ、東京都内で地下鉄等の交通機関を利用(③)し、政務活動を実施した場合、どのような充当が可能か。

A) ①移動距離に基づき活動報告書兼支払証明書に経費を算出し全額充当、又はもしくは燃料ガソリン代の1/2を充当、②領収書に基づき全額充当、③領収書を手に入れるものについては全額、それ以外については、活動報告書兼支払証明書に所要額を記載し、全額充当が可能である。

ただし、①については同一月内における領収書と燃料ガソリン代の併用は不可とする。(領収書の1/2按分による充当額に、車賃単価により算出した額が含まれる可能性を排除するため。)

Q) 自家用車で会議および及び懇親会に出席し、帰路に運転代行を利用した場合、代行料に政務活動費を充当できるか。

A) 当該会議が政務活動の趣旨と合致し、かつ懇親会が当該会議と一体性をもって(飲食が主目的ではない)実施されたもの(飲食が主目的ではない)であり、かつ運転れば、帰路の代行を利用しない場合に、翌日の活動へ支障が生じる等の合理的な事情があれば料についても充当することが可能である。またその場合は、領収書の提出が必要である。

~~Q) 車のリース料は政務活動費の対象となるか。~~

~~A) 対象とならない。~~

Q) 自家用車の燃料代を車賃単価により算出する方法と、領収書を1/2按分により算出する方法を併用することは可能か。

A) 同一月内における併用はできない不可。(領収書の1/2按分による充当額に、車賃単価により算出した額が含まれる可能性を排除するため。)

Q) 他県での調査等で、政務活動のみに対しレンタカーを使用した場合、当該レンタカーに係る燃料ガソリン代の実費と月額1/2払いとの併用は可能か。

A) 他県での政務活動の際のレンタカー使用に係る燃料代等、単件で可能。(単件で、活動が政務活動のみと特定できるものは燃料費の全額への実費の充当が可能である。が、)

ただし、併せて燃料代の月額へ政務活動費を充当する場合であって、レンタカー利用に伴う経費が含まれているときは、その際は燃料代の総額月額を1/2按分する分母から当該経費を除外することが必要である。

Q) タクシー代月額請求内における1件あたりへの全額充当と残りの総額の1/2按分充当は可能か。

A) 不可。(ただし月額請求以外の、単件で活動が政務活動のみと特定できるも



のは別途実費または1/2按分全額充当が可能である)。

Q) 活動報告書兼支払証明書にはどの程度の内容を記載すべきか。

A) 記載内容については以下のとおり。

- ・「調査・活動内容」欄：~~には実施した調査もしくは又は~~政務活動の概要
- ・~~を記載。~~「調査相手方等」欄：~~には~~訪問した機関等並びに及び訪問した相手方の所属および、役職等
- ・~~を記載。~~「調査場所等（移動経路）」欄及び「移動手段」欄：  
~~については、~~政務活動費の充当に係るかかる移動手段別（自家用車、バス、JRなど）に出発地と目的地（市名等だけでなく具体的に箇所が特定できる程度の内容）及び移動経路の概要
- ・~~を記載。~~「移動距離」欄：  
~~は~~移動経路をもとに移動した距離（km）~~を記載~~（小数点以下~~は~~切り捨て）
- ・~~。~~「活動費」欄：~~には~~移動距離に車賃単価（25円/km）を乗じた金額~~を記載。~~

#### <運用指針より>

##### (2)② 宿泊費

宿泊費については、1泊2食の実費料金を充当することができるものとする。

ただし、この場合、議員に適用される旅費規程（長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）に準じ、乙地方（甲地方を除く全域）には1泊につき13,300円を、甲地方（東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、福岡市等の大都市部）には1泊につき14,800円を上限とする。

なお、海外における宿泊費については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じた額を上限とする。

~~宿泊費については、1泊2食の実費料金を充当することができるものとする。~~

~~—ただし、この場合、議員に適用される旅費規程（議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例）に準じ、乙地方（甲地方を除く全域）には1泊につき13,300円を、甲地方（東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、福岡市等の大都市部）には1泊につき14,800円を上限とする。~~

~~—なお、海外における宿泊費については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じた額を上限とする。~~

#### 【解説】

調査研究や視察等の政務活動のために訪れた地域において、①翌日の調査開始時間の関係上前泊するのが相当である場合、②調査当日の調査が夜間に及び自宅等への帰任に際し利用できる公共交通機関がない場合、③公務その他の活動と政務活動を連動して行う場合において、その場からの移動距離が自宅よりも短くなる場合等、各議員の拠点（事務所、自宅等）自宅等にその日のうちに帰任した場合、到着が深夜に及ぶ

~~ことが予想される場合や、翌日の訪問地域までの移動距離が当該地域の方が近く、移動にかかる経費よりも宿泊費の方が安価であるなど、~~帰任するよりも宿泊する方が社会通念上合理的である場合においては、宿泊のために要した経費について、政務活動費を充当することができる。

1泊2食の宿泊につき、限度額を上限として実費を充当することができる。

支出の証明のため充当に当たっては、指定の様式に領収書の添付および必要事項の記載が必要となる。

なお、海外における宿泊費の上限額については、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じ、指定都市には1泊につき25,700円を、甲地方（北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域）には21,500円を、乙地方（指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。））には17,200円を、丙地方（アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域）には15,500円を上限とする。

これら宿泊費に関する取り決めは、調査研究費以外の経費（研修費、要請陳情等活動費、会議費など）においても適用される。

#### 【運用に係るQ & A】

Q) 宿泊費は1泊2食までとあるが、宿泊に係る料金と食事に~~かかる~~係る料金を別個に精算した場合は双方に充当できるか。

A) 双方に充当することができるが、食事に係る料金は社会通念上妥当なものとなるよう留意する必要がある可能。

Q) パック利用の場合等、移動に係るかかる金額と宿泊にかかかる係る金額の内訳が不明な場合の取扱いは。

A) 割引を加えない場合の往復の交通費と宿泊費の限度額を加えた額を超えない範囲を目安として、充当することができる。

Q) 宿泊費が限度額を超えた場合は、領収書の提出は不要か。

A) あくまで限度額の範囲内での充当となるが、限度額を超える場合であっても、領収書の提出がなければ充当することはできない。

Q) 海外での宿泊費の取扱いは。

A) 支出の証明にあたって当たっては国内同様領収書の提出が必要である。

また、渡航先の通貨によって支払った額については、両替証明書等渡航時の為替レートが確認できる書類、または又はそれが無い場合は「渡航前日の為替相場により、本邦の通貨に換算」して算出した額をもとに充当する。（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第4項を準用）。

~~Q) 宿泊が限度額を超えた場合は、領収書の提出は不要か。~~

~~A) あくまで限度額の範囲内での充当となるが、限度額を超える場合であっても、領収書の提出は必要。~~

### 3 研修費

#### (1) 概要

区分	説明
用途	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
具体的な経費の事例	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	● 議員が開催する研修会等に係る会場費、資料印刷費等 ● 各種団体が開催する研修会、講演会、視察等への議員の参加に係る交通費、宿泊費等
支出に適しない事例	● 後援会活動としての講演会等の開催に係る経費 ● 党大会への出席に係る経費等 ● 飲食・会食を主目的とする各種会合 ● バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費 ● 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食（〔公職選挙法第199条の2〕寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供））など

#### (2) 主な経費の説明

##### <運用指針より>

- (1) 研修会等への参加に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。
- (2) 会費については、研修会（講演会）等その都度支払う参加費（負担金）等だけではなく、年又は月単位で納入するものを含む。ただし、ロータリークラブ、趣味・娯楽等を目的とした団体、政党、宗教活動団体等への会費は除く。
- ~~(1) 懇親会等の経費については、公職選挙法等の法令に反しない範囲であって、各種会議と一体性をもって開催される場合に5千円を限度として充当できるものとする。研修会等への参加のための交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。~~
- ~~(2) 会費については、研修会（講演会）等その都度支払う参加費（負担金）等だけではなく、年又は月単位で納入する団体等への会費を含む。ただし、ロータリークラブ、趣味・娯楽を目的とした団体、政党、宗教活動団体等への会費は除く。~~

- ~~(3) 懇親会等の経費については、公職選挙法等の法令に反しない範囲において、各種会議に付随したのものとして開催される場合に5千円を限度として充当できるものとする。~~

#### 【解説】

議員が政務活動として開催する研修会、講演会等（議員および及び会派等の共同開催も含む）に係る開催経費、および及び各種団体が開催する研修会や講演会等に議員が政務活動として参加する際の経費については政務活動費を充当することができる。

なお、議員が参加する会議等に付随して開催される懇親会等への参加費への充当については、当該懇親会等が会議等と一体性を有することを要する。また、その場合であっても一度の懇親会につき限度額の範囲内で充当することとなる。

（ただし、議員が開催する会議等においては、公職選挙法の規定に抵触しないよう留意することが必要である。〔公職選挙法第199条の2〕寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供））））

#### 【運用に係るQ&A】

Q) 会議との一体性とはどのようなことか。

A) 懇親会が食事自体を目的とするものでなく、会議に伴うものとして政務活動に避けがたく付随していること。

Q) 議会内の議員連盟の会費については対象となるか。

A) 議会内の議員連盟の会費については、任期満了時に余剰金が還付される等の性質があるため、充当することは適当でない。

Q) 政務活動費になったことにより、ライオンズ、ロータリークラブ等の会費について対象とはならないのか。

A) 個人的資格要件で加入している団体の年会費については、政務活動費になっても対象とはならない。ただし、これらの団体が主催する会議等が政務活動に該当するものであればその参加費等については充当可能である。

Q) 関係団体との新年会や賀詞交換会も対象になるか。

A) 議員としての出席であり、政務活動と認められる場合は対象となるが、政党活動や議員の私的な活動であれば対象とはならない。

Q) 議長の承認のもと実施される海外研修と、各議員が自主的に実施する海外視察等は両立可能か。

A) 議長の承認のもと、議会の活動として、必要な予算措置を伴い実施される海外研修とは別に、各議員が自主的に行う海外視察等については、活動が政務活動としての実態を有する限りにおいて、政務活動費を充当可能である。

Q) 議員が開催主体となる研修等に視察が含まれていないのは何故か。

A) 議員が主体となる視察は基本的には調査研究費により対応することを想定している。

Q) 議員の雇用する職員が研修会へ参加できるのは何故か。

A) 職員自身の資質向上が議員の政策立案等に反映されることとなるため。

Q) 領土問題、拉致問題、国際問題、慰安婦問題、原発、他県の特殊案件等、議員の知識、見識を広めるための研修や勉強会、視察であり、実態を伴って  
いれば認められると考えて良いか。

A) 政務活動費の交付に関する条例の別表における調査研究費の内容として、「県の事務、地方行財政等に関する調査研究」としており、国政に関する事項であっても本県に全く関係がないものではないことから、等も対象となりうる。することを前提としている

Q) 懇親会等の経費について政務活動費を充当できる上限が 55 千円ということは、それ以上の食糧食料費を要する懇親会等は政務活動になじまないという趣旨か。

A) 食糧費については、懇親会等の内容が政務活動に該当するかどうかで判断するものであり、食事が高価であるかどうかよりもその場で議員が出会う相手との間で政務活動が生じるかどうかで判断されるところと考えられ、食事代自体の多寡が政務活動としての位置づけを左右するものではないと考えられる。

しかしながら一方で、一般的な社会通念を超えた食事代への政務活動費の支出は不相当との判例（H19.1.26 大阪高裁）もあることから、充当限度額に上限を設定した。

したがって、政務活動の一環として会議等と一体性を有するものであれば限度額を超える食糧費を要する懇親会等へにも出席することを妨げるものではないが、政務活動費を充当できる上限は 5 千円までとなる。

~~Q) 政務活動費になったことにより、ライオンズ、ロータリークラブ等の会費について対象とはならないのか。~~

~~A) 個人的資格要件で加入している団体の年会費については、政務活動費になっても対象とはならない。ただし、これらの団体が主催する会議等が政務活動に該当するものであればその参加費等については充当可能。~~

~~Q) 会議との一体性とはどのようなことか。~~

~~A) 懇親会が議員としての政務活動に避けがたく付随しているものであって、食事それ自体が目的ではない状態をさす。~~

~~Q) 関係団体との新年会や賀詞交換会も対象になるか。~~

~~A) 議員としての出席であり、政務活動と認められる場合は対象となるが、政党活動や議員の私的な活動であれば対象とはならない。~~

## 4 広聴広報費

### (1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
具体的な経費の事例	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等
支出の事例	● <u>広報誌広報紙</u> の作成、印刷等にかかる経費

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページの作成等に<del>かかる</del>係る経費</li> <li>● 県政報告会等の広聴活動に要する経費 など</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費</li> <li>● 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費</li> <li>● 選挙ビラ作成等選挙に関する活動 など</li> </ul>

(2) 主な経費の説明

<運用指針より>

- (1) 広聴広報活動に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。
- (2) 広報紙、ホームページ作成等に要する経費については、後援会活動や政党活動、選挙活動等に関する情報が混在し、明確に区分し難い場合にあっては、1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。
- ~~(1) 広聴広報活動に要する交通費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。~~
- ~~(2) 広報紙、ホームページ作成等に要する経費については、後援会活動や政党活動、選挙活動等に関する情報が混在し、明確に区分し難い場合にあっては、1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。~~

【解説】

議員が広く地域住民等から意見を聴取する広聴活動~~および~~議員の活動を広く知らしめるために行う広報活動に~~かかる~~係る経費について、聴取する内容~~または~~又は発信する内容が県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に適ったものであれば、政務活動費を充当することができる。

なお、情報の内容に政務活動以外の内容が少しでも含まれる場合は、適切な割合もしくは1/2按分により充当することが必要である。

【運用に係るQ&A】

Q) 議員が行う政務活動の広報を行う広報紙において、議員自身を紹介する記事（プロフィール等）や地域イベントの告知等を一部に掲載することも、政務活動の広報紙として社会通念上許される程度であれば政務活動費の対象として取り扱うことは可能か。

A) ホームページを含め広報の内容が、県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に適ったものであれば充当が可能である。  
 なお、掲載内容に政務活動以外の活動が含まれる場合は按分することが適当である。

Q) 広報紙の中で政治活動と政務調査活動の報告が併存している場合、記事の割合により按分することとしてよいか。

また議員個人の活動報告会の開催経費への充当は認められるか。

A) 広報紙の全ての内容が明らかに選挙活動、後援会活動、政党活動と判断さ

れる場合は充当できない。

実態としては、住民の意見を議会活動に反映させることを目的とした広報活動と、それ以外の活動が混在していることが数多くあると考えられることから、区分分別が困難な場合は対象経費の支出にかかる係る領収書を添付することにより、1/2 の割合で按分した額を上限として充当することができるものとする。

なお、議員個人の活動報告会の開催経費への充当も同じ扱いとする。

Q) 後援会員に対する報告活動や相談活動などは、それが県政と関わりのあるものであれば政務活動に該当すると考えることができるか。

A) 報告内容が政務活動の趣旨に適ったものであることが求められる。

Q) 「議会傍聴案内のビラ作成費」や「傍聴者のためのバス借り上げ料」などは、政務活動活と取り扱っても構わないか。

A) 傍聴案内の作成などに要する経費は、議会活動報告としての意味を有するなど政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能であるとと考える。

なお、バスの借り上げ料については、総務省は公職選挙法の制限に抵触するおそれがあるとしているためことから、ご留意願いたい実施しないことが適当である。

## 5 要請陳情等活動費

### (1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
具体的な経費の事例	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	● 国への要望、陳情等の活動に係る交通費、宿泊費、資料作成費など
支出に適しない事例	● 県連（政党等）活動 など

### (2) 主な経費の説明

#### <運用指針より>

要請陳情等活動に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。

~~要請陳情等活動のための交通費、宿泊費等については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。~~

#### 【解説】

政務調査費から政務活動費への制度改正に伴い新設された経費である。

議員の、~~地域のための予算確保獲得~~や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動の際の交通費、宿泊費、~~や資料作成費等~~などへ政務活動費を充当することができる。

住民相談とは、住民から個別に相談を受けることを想定しており、会議として開催する住民相談会とは区別される。また、ここには要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など、住民の意思を把握する活動が広く含まれる。

なお、本経費に~~かかる~~係る資料印刷費、交通費、宿泊費等の経費の充当については、調査研究費に準じた取扱いをするものとする。

### 【運用に係るQ & A】

~~Q) 対象経費としては、要請陳情活動のために要する自身の交通費等が想定されるが、地域関係者等を伴って当該活動を行う場合には、自身以外にかかる経費（例えば陳情に必要な参考人等（大学教授等の有識者）の同行旅費）を充当することは可能か。~~

~~A) 政務活動費は、原則として行為主体である会派や議員の活動（補助者を含む）に対して充てるものであると考える。~~

Q) 住民相談の内容はどのようなものでもよいのか。

A) 住民相談は政務活動の趣旨に沿った内容であることが求められる。

## 6 会議費

### (1) 概要

区分	説明
使途	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
具体的な経費の事例	1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員が行う勉強会、政策立案のための会議を含む各種打ち合わせや式典等にかかる係る会場費・機材借上げ費、講師謝金、資料印刷費等</li> <li>企業や学校等が開催する意見交換会等への議員としての参加に係る交通費、宿泊費 など</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食・会食を主目的とする各種会合</li> <li>バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費</li> <li>議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねてかかっている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席</li> <li>公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食（〔公職選挙法第199条の2〕寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）</li> </ul>



	など
--	----

(2) 主な経費の説明

<運用指針より>

- (1) 会議等への出席及び開催に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。
- (2) 懇親会等の経費については、研修費に準じて取り扱うものとする。
- ~~(1) 会議等への出席及び開催に要する交通費・宿泊費については、調査研究費に準じて取り扱うものとする。~~
- ~~(2) 懇親会等の経費については、研修費に準じて取り扱うものとする。~~

【解説】

議員が行う勉強会、政策立案のための会議、各種打ち合わせのための会議に要する会場費、機材借上~~り~~費や講師謝金等に充当することができる。これら会議には、会議として開催する住民相談会、~~や~~意見交換会、~~式典~~等も含まれる（個別に相談を受ける要請陳情活動費とはこの点で異なる）。

なお、~~政務調査費から政務活動費への制度改正により、~~議員として案内があった式典等への、~~調査を伴わない、~~テープカットや挨拶のみの出席についても政務活動費を充当することができることとなった。

【運用に係るQ & A】

- Q) 議員として案内があった場合におけるテープカットや挨拶のみの式典などについて、充当できるのは都道府県の行事だけでなく、国・市町村・公的団体・公共性のある内容の式典等と考えているがどうか。  
あるいは議員として案内があればすべてよいのか。
- A) 県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害でいう公務として認められることとの均衡上、公務として認められるものと同内容の各種会合、式典への出席は認められると考える。
- Q) 議員の代理として事務所職員が会合等に出席した場合も、政務活動費として~~取り扱う~~ことは可能か。
- A) 政務活動を補助する職員の活動も含まれるものとしている。
- Q) 会派が招集する会議に出席を要する経費は充当できるか。
- A) 会派が招集する会議も会議であるので対象になると考えるが、会派が負担する場合との応招旅費等の費用弁償との重複充当はできないが、ないよう配慮が必要である。
- Q) 知事の県政報告会会費は認められるか。
- A) 知事の県政報告会の目的、内容が政務活動費の趣旨に適ったものであることが求められる。
- Q) 公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海

外旅費についても認められるか。

A) 議長等が議会を代表して友好訪問を実施することが公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の友好訪問に要する経費は認められると考える。

Q) 飲酒を伴う会合（会合の目的自体は政務活動費の目的に適うもの）に参加した際の交通費（特にタクシー代、代行代）への充当は可能か。

A) 飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性、関連性が必要であると考える。交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える必要がある。

Q) 政党の国政報告会への参加費への充当は可能か。

A) 政党本来の活動に伴う国政報告会への参加は、会費として支出するのに適しない。

Q) 調査等を伴わない挨拶だけの会合への出席は政務活動費の対象となるのか。

A) 政務活動と認められるものであれば充当可能（個別に判断の余地あり）。

Q) 祭や運動会への出席だけでも対象となるのか。

A) 議員として案内があり、政務活動として出席したのであれば対象となる。

## 7 資料作成費

### (1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
具体的な経費の事例	印刷・製本代、委託費、原稿料等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>議員が政務活動のために行う資料の作成にかかると係る印刷・製本代、原稿料</li><li>議員が政務活動のために使用する資料の作成を外部に委託する際の委託料 など</li></ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"><li>政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷の経費 など</li></ul>

### (2) 主な経費の説明

#### <運用指針より>

政務活動に必要な資料の作成に要した経費について充当することができるものとする。

#### 【解説】

本経費が対象対照とする資料作成とは、調査研究活動等以外に必要な資料（事務的打ち合わせのための資料等）を指し、作成を外部に委託する場合の委託料や、原稿の作成を依頼した場合に執筆者に支払う原稿料についても対象とすることができる。

#### 【運用に係るQ & A】

Q) 議員あてに届いた年賀状に答礼として、手書きで年賀葉書に県政報告を記載し、発送している場合、これに要する購入代金に政務活動費を充当することは可能か。

A) 政務活動との関連性及び有用性から判断することが必要であるが、~~であるが~~ 考えるが、公職選挙法の挨拶状の禁止に抵触しないよう配慮することが必要である。

## 8 資料購入費

### (1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
具体的な経費の事例	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員が政務活動のために必要とする図書、新聞等資料（電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む）の購入費</li> <li>議員が政務活動のために、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費（年会費・月会費等）など</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動のために直接必要ではない雑誌や娯楽小説等の購入など</li> </ul>

### (2) 主な経費の説明

<運用指針より> ~~(再掲)~~

- 政務活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要した経費について充当することができるものとする。
- 図書等に政務活動費を充当する際は、領収書添付様式に書籍名を明示する等、購入物が分かるようにするものとする。

#### 【解説】

書籍や新聞等の資料（電子書籍等電子データも含む）の購入およびオンラインサービスにおける会費等に政務活動費を充当することができる。

なお、図書等の購入にあつては、領収書添付様式に書籍名を明示（電子データによる購入の際も同様）することが必要である。

#### ~~【運用に係るQ & A】~~

- ~~Q) 所属議員又は会派職員へ無償で貸し出すための語学等習得用教材の購入費や、所属議員又は会派職員が受講する語学等習得に係る通信教育費についても、政務活動費の対象とすることができるか。~~
- ~~A) 政務活動と認められるものであれば充当可能（個別に判断の余地あり）。~~

## 9 事務所費

### (1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
具体的な経費の事例	事務所の賃借料、管理運営費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動のために使用する事務所、駐車場の賃借料 など</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所購入費</li> <li>事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品</li> <li>政務活動を行うおこなう事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置 など</li> </ul>

### (2) 主な経費の説明

#### <運用指針より>

- (1) 事務所の賃借料及び光熱水費については、後援会事務所等と兼用し明確に区分し難い場合にあつては、1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。
- (2) 事務所費は、議員に対してのみ交付されるものであり、会派に対して交付される政務活動費を充当することはできないものとする。
- (3) 光熱水費については、自宅の一部を事務所として使用している場合は、家族用と分離することを原則とするものとする。  
自己所有（家族名義を含む）の場合は、賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。
- ~~(1) 事務所の賃借料及び光熱水費については、後援会事務所等と兼用し明確に区分し難い場合にあつては、1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。~~
- ~~(2) 事務所費は、議員に対してのみ交付されるものであり、会派に交付される政務活動費を充当することはできないものとする。~~
- ~~(3) 光熱水費及び電話代等通信費については、自宅の一部を事務所として使用している場合、家族用と分離することが望ましい。~~
- ~~(4) 自己所有（家族名義を含む）の場合は、賃借料に政務活動費を充当することはで~~

~~きないものとする。~~

【解説】

議員が政務活動に使用する事務所等の賃借料には政務活動費を充当することができる。なお、後援会事務所等と政務活動のための事務所を兼用する場合等、政務活動以外の活動にも使用する事務所については、面積、活動時間等による按分もしくはそれら面積により明確に区分できない場合は1/2の割合により按分した額を上限としてで充当することができる。

【運用に係るQ & A】

Q) 事務所費を支出できる場合の「事務所」としての要件は何か。

A) 政務活動を実際にそこで行っておこなっているという実態が必要である。

(参考) 外形的な要件としては次のようなものが考えられる。

- ① 事務所としての外観上の形態を有していること（〇〇議員事務所の看板設置など）。
- ② 事務所としての機能（事務スペース、応接（会議）スペース、事務用備品等）を有していること。
- ③ 連絡要員等を配置していること。
- ④ 賃貸の場合は議員本人が契約主体となる必要がある。

Q) 政務活動に用いるため、事務所として使用する不動産の購入に充当できるか。また、事務所設置にかかる係る用地取得所得費、建設工事費は対象になるか。

A) 政務活動費を充当することが適当な経費は、政務活動をおこなう行うために直接必要とする経費であり、環境整備にまで使用することは適当ではなく、議員個人の資産形成につながる事務所の購入、建設等の経費に充当することは認められない。

Q) 自宅の一部を事務所として使用している場合、維持費への支出は可能か。また自己所有物件を事務所として使用する場合、賃借料、管理運営費（光熱水費、電話料）の支出は可能か。

A) 自己所有（家族名義も含む）の場合は、賃借料に政務活動費を充当することは不適當である。

光熱水費及び電話料等通信費については、家族用と分離することが望ましい。

Q) 県庁所在地から距離のある選挙区の議員が、県庁所在地に宿所として賃貸マンションを持つ場合事務所費に充当できるか。

A) 当該マンションが政務活動の拠点となっているかという実態的判断による。現に政務活動の拠点として継続的に使用していることが明らかであれば、使用実績に応じた額を充当することは可能であると考えられる。

なお、開会中に支給される滞在費により家賃総額が賄われている場合、充当することはできないと重複することのないよう留意すべきである。

Q) 政務活動費を事務所の火災保険料に充当することは事務所費に該当すできるか。

A) 火災保険料は政務活動に直接必要な経費とは認められず、政務活動費を充当することはできない該当しない。

Q) 事務所の近くに来客用の駐車場を借りた場合、政務活動費を充当できるか。

A) 駐車場を政務活動のために使用するのであれば適切な按分割合、もしくは按分割合が不明確な場合は 1/2 の割合で按分した額を限度として充当することができる 1/2 の割合で按分して充当可能。

Q) 親族所有物件、また議員自身が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費~~母~~の支出に関する考え方は。

A) 親族所有物件、また議員自身が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出については、慎重に対応することが望ましい。

【参考一「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について（平成 20 年 7 月 23 日）」一全国都道府県議会議長会】

「議員本人及び生計を一にする親族等からの賃借は認められない。また、議員の関連会社等、政治団体（後援会）の所有又は賃借する建物の一部を賃借する場合は、①原則として議員個人が契約主体となること、②賃貸借契約書が作成されており、銀行振り込みや領収書等の証拠書類が発行されるなど適切な処理がなされていること、③関連会社等、政治団体（後援会）の会計処理上、収入として計上され適切な処理がおこなわれていることが必要」

## 10 事務費

### (1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
具体的な経費の事例	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等
支出の事例	• 文房具等の購入 • 政務活動に必要な備品の購入・リース など
支出に適しない事例	• 社会通念上妥当な範囲を超えて高額な備品の <u>購入</u> • 政務活動に直接使用しない、環境整備に類する備品の <u>購入</u> など

### (2) 主な経費の説明

#### <運用指針より>

(1) 電話（携帯電話を含む）、FAX、郵便、宅配、Eメール、インターネット等に係る通信費及び事務用品代については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあっては、1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。

なお、電話代等通信費については、自宅の一部を事務所として使用している場合は、家族用と分離することを原則とするものとする。

(2) コピー機のリース料及び用紙代についても、政務活動とそれ以外の活動が明確に

区分し難い場合にあつては、1/2 の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。

(3) 自動車のリース料、車検・整備費用、保険料、維持費には充当できないものとする。

(4) 備品については、政務活動に直接必要なものであつて、10万円を取得限度額の目安とする。

特に改選期間近の購入については慎重に取り扱うものとする。また、当該備品を政務活動以外にも使用する場合は、適切な割合又は使用割合が明確に区分できない場合にあつては1/2の割合において按分した額を上限として充当することができる。

(5) 消耗品等の購入代金の充当にあつては、購入品目名を記載するものとする。

~~(1) 電話（携帯電話を含む）、FAX、郵便、宅配、Eメール、インターネット等に係る通信費及び事務用品代については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあつては、1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。~~

~~なお、電話代等通信費については、事務所費と同様、自宅の一部を事務所として使用している場合、家族用と分離することが望ましい。~~

~~(2) コピー機のリース料及び用紙代についても、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあつては、1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。~~

~~(3) 自動車のリース料、車検・整備費用、保険料、維持費には充当できないものとする。~~

~~(4) 備品については、政務活動に直接必要なものであつて、取得限度額は10万円を目安とする。~~

~~特に改選期間近の購入については慎重に取り扱うものとする。また、当該備品を政務活動以外にも使用する場合は、適切な割合又は使用割合が明確に区分できない場合にあつては1/2の割合において按分した額を上限として充当することができる。~~

~~(5) 消耗品等の購入代金の充当にあつては、購入品目名を記載するものとする。~~

#### 【解説】

政務活動の遂行のために必要な事務用品・備品等の購入費、維持費には政務活動費を充当することができる。

ただし、当該事務用品・備品等の用途に、政務活動のため以外の用途が含まれる場合は、適切な按分割合、もしくは按分割合が不明確な場合は1/2の割合で按分した額を上限として充当することができる。

また、議員の資産形成に繋がる備品等の購入についての充当はできないことから、~~今般~~、高額な備品の購入については、取得金額の上限の目安を10万円とする限度額の規定を設けている。

特に改選期間近の購入については、~~本来議員の身分を持つことにより受けられる政務活動費の交付対象は効力は議員であるため、在任期間中のみであるべきであるが、~~在任期間を超えてなお使用が可能な備品の購入に際してははこうした性質になじまないため、慎重な取扱いをする旨規定した。

## 【運用に係る Q & A】

Q) 資産形成に係る経費は対象外とされているが、資産形成に繋がるものの基準はなにか。

A) 資産形成に繋がるつながるものとは、社会通念上高額なものであって、耐用年数が長期のもの等、個人の資産を増加させるものを指すをさす。(なお、高額・高性能のコピー機等が必要となる場合にはリースによる対応が望ましい。事務所として必要な機能を超えた備品等)

Q) いくら以上のものを備品というか。

A) 性質又は形状を変えることなく、比較的長期間の使用又は保存に耐える物品（ビデオテープ、DVD、CD-ROM等の電子資料を含む。）のうち、1点の取得価格又は取得時の時価評価額が3万円以上のもの（長崎物品取扱規則第10条(2)イ）を参考とされたい。

Q) 環境整備とはどのようなことか。

A) 政務活動費を充当することができる備品は政務活動に対する有用性が高く、かつ政務活動に直接必要なものである。したがって、事務所に掲示する絵画、エアコン、安楽椅子等、政務活動に直接関係のない環境整備のための備品には充当できない。

Q) どんなに必要なものでも10万円以上の備品は購入できないのか。

A) 10万円は目安であるため、必要性について十分に検討し、事前に状況に応じて個別にご相談いただきたい。

Q) 政務活動にも使用することを想定し、パソコンを購入した場合充当できるか。

A) 政務活動以外の用途もある場合は適切な按分割合、もしくは按分割合が不明確な場合は1/2の割合で按分した額を上限として充当することができる1/2充当となる。また、取得金額が10万円を超える場合は必要性について十分に検討し、事前に個別にご相談いただきたい。個別に判断。

Q) 携帯電話（スマートフォンを含む）の購入代金への充当は可能か。

A) 政務活動に使用するのであれば、限度額の範囲内で充当可能である。ただし物品の性質上政務活動以外にも使用することが明らかであるので、適切な割合で按分することが必要である。また、外部から誤解を招く可能性が高いため、政務活動に使用していることを立証できる必要がある。

Q) 洗剤、電球、ごみ袋等の日用品についても対象となるか。

A) 洗剤等の日用品については、政務活動に直接必要な経費とは認められないため、対象とはならない。

Q) 自宅の一部を事務所として使用している場合、維持費への支出は可能か。また自己所有物件を事務所として使用する場合、賃借料、管理運営費（光熱水費、電話料）の支出は可能か。

A) 自己所有（家族名義も含む）の場合は、賃借料に政務活動費を充当することは不適當である。

光熱水費及び電話料等通信費については、家族用と分離することが望ましい。

Q) 懇親会等にかかる経費と同様に、備品購入費についても取得価格の限度額



~~でなく充当限度額を10万円とすることができるのではないか。~~

- A) ~~備品購入費については、10万円を超える備品がそもそも政務活動費を充当する対象として高額であり、議員個人の資産形成につながるものではないかという懸念があるために、取得価格への限度額として設けたものである。食糧費については、食事が高価であるかどうかよりもその場で議員が出会う相手との間で政務活動が生じるかどうかで判断されると考えられ、食事代自体の多寡に制限を設けることは適当でないと考えられる。一方で、一般的な社会通念を超えた食事代は不相当との判例（H19.1/2.26 大阪高裁）もあり、充当限度額に上限を設けた。~~

## 1 1 人件費

### (1) 概要

区分	説明
用途	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
具体的な経費の事例	給料、手当、社会保険料、賃金等
支出の事例	• 議員が政務活動を行う事務所等において、政務活動を補助する職員を雇用した場合の <u>給料給与</u> 、手当、社会保険料、賃金等の費用
支出に適しない事例	• 同一生計を営む親族の雇用に係る給与・ <u>賃金</u> など

### ~~(3)-(2)~~ 主な経費の説明

#### <運用指針より>

~~(1) 政務活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあっては1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。~~

~~(2) 同一生計を営む親族の人件費に充当することはできないものとする。~~

~~(1) 政務活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、政務活動とそれ以外の活動が明確に区分し難い場合にあっては1/2の割合により按分した額を上限として充当することができるものとする。~~

~~(2) 同一生計を営む親族の人件費に充当することはできない。~~

#### 【解説】

議員が行う政務活動を補助する 者職員 に対しては、政務活動費を充当することができる。

なお、人件費全額へ政務活動費を充当する際には、職員の業務に政務活動以外の業務が含まれてい ないこと等の るか、等の確認の のため、領収書等に併せてを あわせて 雇用契約書の写しを提出することが必要である。

また、議員が政務活動のために職員を雇用する際には、労働基準法、~~や~~最低賃金法等の関連法令を遵守するよう留意しなければならない。

#### 【運用に係る Q & A】

Q) 事務所で継続的に雇用している者に対する人件費（給料、手当、社会保険料、賃金等）について、どの程度まで政務活動費を充当するのが適切か。

A) 専ら政務活動に従事しているのであれば全額が交付対象経費となる~~と考えられる~~が、他の用務にも従事している場合は按分すべきである。

政務活動とそれ以外の活動が混在し、分別が困難な場合は、対象経費にかかる係る領収書を添付することにより、1/2 の割合で按分した額を上限として充当することができるものとする。

Q) 議員が政務活動のために、家族と雇用契約を結んだ場合、人件費としての支出は認められるか。~~特に配偶者の場合はどうか。~~

A) ~~政務活動に従事している事態によると考えるが、~~生計を一にしている親族を雇用することは誤解を招きやすいので、充当することは適当でない~~と考えられる~~。

Q) 1 日限りの短期的なアルバイト雇用についても契約書~~または又は~~雇用通知書等の作成は必要か。

A) 雇用に際しては、原則として、勤務実態があることが必要であり、雇用契約書を作成するなど、客観的に給与の支払が証明できる書類がそろっていることが望ましい。

しかし、短期のアルバイトについて契約まで作成している事例は少ないことから、出勤台帳等従事したことを証明できるものを整備しておく必要がある。

|

## II 会派交付に係るもの

### 1 総論

#### 【解説】

会派への政務活動費の交付に際しても、実費充当の原則、充当の考え方 および 限度額の定めなど、大きな枠組みは議員への交付の際と同様である。

しかしながら、会派に交付する政務活動に要する経費（長崎県政務活動費の交付に関する条例別表第1）には、議員に交付する経費に 挙げあげ られていた「事務所費」が規定されていない。これは、会派において事務所に 当たる あたる のは議会内の会派控え室であるため、経費が必要な事例が想定されないためである。

#### 【運用に係るQ & A】

Q) 会派に交付された政務活動費で所属議員に調査等を行わせる場合の取扱いはどうなるのか。

A) ~~会派が所属議員と委託契約を結ぶと、議員に政務活動費が渡った時点で委託料となり課税の問題が生じる。~~

~~そこで、調査研究活動を具体的に決定したうえで、それぞれの議員が~~ は 会派の調査研究活動を分担して行うという考え方をとることが考えられる でよいのではない か。 (会派が所属議員と委託契約を結んだ場合には、課税の問題が生じる可能性がある。)

なお、その際は ~~形式的であっても~~、議員の分担する調査研究活動を個々に明示するほか、会派に対し一定の報告をすることが必要となる。

## 2 調査研究費

### (1) 概要

区分	説明
用途	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
具体的な経費の事例	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>外部もしくは会派構成議員に対する委託調査に要する経費</li><li>会派として行う調査研究のための視察に <u>かかる</u> <u>係る</u> 交通費、宿泊費等 <u>など</u></li></ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"><li>党大会への出席に係る交通費</li><li>政党構成員として招待された式典、会合への出席に <u>かかる</u> <u>係る</u> 交通費 など</li></ul>

(2) 主な経費の説明

議員に交付する調査研究費の規定に準じる。

【運用に係るQ & A】

Q) 公務と同一日に行う政務活動のための旅費等の活動経費に政務活動費を充てることができるか。

A) 議長の命令に基づく公務視察期間に継続かつ追加して政務活動のための視察を行う場合は、公務の部分と政務活動の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分することができるものであれば、充当することができる。

また、費用弁償等との重複が生じないよう留意する必要がある。

Q) 公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。

A) 議長等が議会を代表して友好訪問を実施することが公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の友好訪問に要する経費は認められる。

~~Q) 公務と同一日に行う政務活動のための旅費等の活動経費に政務活動費を充てることができるか。~~

~~A) 国内外の視察経費に政務活動費をあてることができる。~~

~~ただし、議長の命令に基づく公務視察期間に継続かつ追加して政務活動のための視察を行う場合については、公務の部分と政務活動の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要。~~

~~Q) 公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。~~

~~A) 議長等が議会を代表して友好訪問を実施することが公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の友好訪問に要する経費は認められると考える。~~

Q) 会派の所属議員に調査研究活動を分担させる場合に要するガソリン代等燃料代の取扱いはどうなるのか。

A) 議員へ交付される政務活動費に準じて取り扱われることとなる。

Q) 交通費等の領収書が発行されない経費について、政務活動費を充てることができるか。

また、政務活動費で日当を支払うことは可能か。宿泊費、交通費以外のその他旅行雑費について政務活動費を充てることができるか。

A) 交通費のうち、領収書が発行されない経費については、活動報告書兼支払証明書に必要事項を記載のうえ、押印することにより、実費を充当することができる。

なお、本県の政務活動費においては、政務活動費を日当及びおよび旅行雑費という考え方は制度上想定されていない。充当することはできない。

### 3 研修費

#### (1) 概要

区分	説明
用途	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
具体的な経費の事例	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派が開催する研修会等に係る会場費、資料印刷費等</li> <li>各種団体が開催する研修会、講演会、視察等への会派所属議員及び会派の雇用する職員の参加に係る交通費、宿泊費等</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>後援会活動としての講演会等の開催に係る経費</li> <li>党大会への出席に係る経費等</li> <li>飲食・会食を主目的とする各種会合</li> <li>バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費</li> <li>公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食（〔公職選挙法第199条の2〕寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供））など</li> </ul>

#### (2) 主な経費の説明

議員に交付する研修費の規定に準じる。

#### 【運用に係るQ & A】

Q) 研修費で会派の雇用する職員の参加に要する経費とあるが、「~~会派(所属議員を含む。)~~とした場合、所属議員が雇用する職員が研修等に参加するための経費への充当も可能であるか。

A) 条例上、会派については、所属議員を含むとされていることから、会派活動として研修会に参加するのであれば、所属議員の雇用する職員が参加するための経費に対する充当も可能であると考える。

Q) 政務活動に関連する団体への入会金及び運営費となる年会費・月会費に政務活動費を充てることができるか。

A) 年会費・月会費に政務活動費を充てるためには、例えば、研修期間（研修費）、調査研究機関（調査研究費）、要請陳情活動を目的とした機関（要請陳情等活動費）など、当該団体の活動が政務活動に適ったものであることが必要である。

Q) 議員個人への案内があった会議・研修会へ議員が参加する経費を、会派へ交付した政務活動費で支出するのは適当か。

A) 議員への案内があった研修の取扱いについては、会派が会派活動として必要なものであるかを認定するか否かによってその取扱いが異なるものと思われる。

会派の調査活動の一環として議員を派遣する場合は、会派に交付された政務活動費を充当することも差し支えないと考える。

Q) 党勢拡張のための機関紙の発行、党の役員としての活動、党員の獲得・党組織の拡大を図るための活動は政務活動とはいえないとしても、党が開催する政策研究会への参加や党が作成した政策パンフレットの配布などは、それが県政と関わりのあるものであれば政務活動に該当すると考えることができるか。

A) 党が開催する政策研究会への参加は、純粋に研修を目的とすることについて合理的な説明が行えない限り政党活動と見做され、政務活動費を充てることは不適當である。

## 4 広聴広報費

### (1) 概要

区分	説明
用途	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
具体的な経費の事例	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>広報誌</u><u>広報紙</u>の作成、印刷等に<del>かかる</del><u>係る</u>経費</li> <li>・ ホームページの作成等に<del>かかる</del><u>係る</u>経費</li> <li>・ 県政報告会 <u>や意見交換会</u>等の広聴活動に要する経費 <u>など</u></li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費</li> <li>・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費</li> <li>・ 選挙ビラ作成等選挙に関する活動 <u>など</u></li> </ul>

### (2) 主な経費の説明

議員に交付する広聴広報費の規定に準じる。

### 【運用に係るQ & A】

Q) 地域で活動する福祉団体や環境保護団体等の活動について、~~をホームページを含め~~広報誌広報紙等で紹介した場合の経費は「広聴広報費」となるか。

A) ホームページを含め広報の内容が、県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に適ったものであれば充当することは可能であると考えるである。

なお、掲載内容に政務活動以外の活動が含まれている場合は、按分することが適當である。

## 5 要請陳情等活動費

### (1) 概要

区分	説明
----	----

用途	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
具体的な経費の事例	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への要望、陳情等の活動に係る交通費、宿泊費、資料作成費など</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>県連（政党等）活動 など</li> </ul>

(2) 主な経費の説明

議員に交付する要請陳情等活動費の規定に準じる。

【運用に係る Q & A】

Q) 住民相談の内容としてはどのようなものでもよいのか。(就職相談等も対象となるのか。)

A) 住民相談は政務活動の趣旨に沿った内容であることが必要であると考え

~~Q) 対象経費としては、要請陳情等活動のために要する自身の交通費等が想定されるが、地域関係者等を伴って当該活動を行う場合には、自身以外にかかる経費（例えば陳情に必要な参考人等（大学教授等の有識者）の同行旅費）を充当することは適当か。~~

~~A) 政務活動費は、原則として行為主体である会派や議員の活動（補助者を含む）に対して充てるものであると考える。~~

## 6 会議費

(1) 概要

区分	説明
用途	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
具体的な経費の事例	1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派が行う勉強会、政策立案のための会議<del>の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や式典等にかかる係る</del>会場費<del>、</del>機材借上<del>び</del>費、講師謝金、資料印刷費<del>等</del></li> <li>企業や学校等が開催する意見交換会等への会派としての参加に係る交通費、宿泊費 など</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食・会食を主目的とする各種会合</li> <li>バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所</li> </ul>



	<p>での飲食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を<del>兼ねてかねて</del>いる場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席</li> <li>公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食（〔公職選挙法第199条の2〕寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）<u>）</u>など</li> </ul>
--	---

(2) 主な経費の説明

議員に交付する会議費の規定に準じる。

【運用に係るQ & A】

Q) 食糧費としての支出が認められる場合について、どのように考えるか。  
会食を伴う会議には、どのような場合にどの程度認められるか。議員と外部者（研修会の講師等）が共に会食する場合はどうか。

A) 食糧費については、公職選挙法等の制限に抵触しないことや社会通念上妥当なものであることを前提としたうえで、会食等が政務活動として会議と一体性を有する必要があると考える。

それを前提として5千円を上限に充当することができる。

研修会の講師等との会食も、その目的が調査研究活動の一環として行われおこなわれるものである限り、~~認められる~~。

Q) 会派役員が、(会派役員として) テープカットやあいさつだけの会合に出席した場合、それに要した経費（会費、交通費等）は認められるか。

A) 県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められるものと同内容の各種会合、式典への出席は認められると考える。

~~Q) 会派の組織維持のための会議（例えば、会派役員選考会）は、「会派が行う各種会議」にあたるか。~~

~~会派役員選考会は、条例第2条第1項の「その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」に含まれるとの解釈でよいか。~~

~~A) 会派活動の前提となる諸会議も政務活動費の対象となると考える。なお、会議の目的や内容により政党活動と区別することが適当である。~~

Q) 飲酒を伴う会合（会合の目的自体は政務活動費の目的に適うもの）に参加した際の交通費（~~特にタクシー代、代行代~~）への充当は可能か。

A) 飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、~~を~~前提とした上で、政務活動としての会議との一体性、関連性が必要であると考える。

交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきであると考える。

Q) 政党の国政報告会への参加費への充当は可能か。

A) 政党本来の活動に伴う国政報告会への参加は、会費として支出するのに適しない。

Q) 親睦行事と併せて実施された視察、交流会等の経費は認められるか。  
著名人等の「顕彰会」にかかるとする会費・参加経費は認められるか。

A) 内容・目的が政務活動費の趣旨にあっていれば、~~按分も含めて~~ 充当は可能である。

~~Q) 公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。~~

~~A) 議長等が議会を代表して友好訪問を実施することが公務として認められるとの均衡上、公務として認められているものと同内容の友好訪問に要する経費は認められると考える。~~

## 7 資料作成費

### (1) 概要

区分	説明
用途	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
具体的な経費の事例	印刷・製本代、委託費、原稿料等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>会派が政務活動のために行う資料の作成にかかるとする印刷・製本代、原稿料</li><li>会派が政務活動のために使用する資料の作成を外部に委託する際の委託料 など</li></ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"><li>政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷にかかるとする経費 など</li></ul>

### (2) 主な経費の説明

議員に交付する資料作成費の規定に準じる。

## 8 資料購入費

### (1) 概要

区分	説明
用途	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
具体的な経費の事例	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"><li>会派が政務活動のために必要とする図書、新聞等資料（電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む）の購入費</li><li>会派が政務活動のために、会員製のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費（年会費・月会費等） など</li></ul>

支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動のために直接必要ではない雑誌や娯楽小説等の購入など</li> </ul>
-----------	---

- (2) 主な経費の説明  
議員に交付する資料購入費の規定に準じる。

【運用に係るQ&A】

- ~~Q) 所属議員又は会派職員へ無償で貸し出すための語学等習得用教材の購入費や、所属議員又は会派職員が受講する語学等習得にかかる通信教育費についても、政務活動費の対象とすることができるか。~~
- ~~A) 政務活動との関連性及び有用性から判断すべきと考える。~~

## 9 事務費

- (1) 概要

区分	説明
用途	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
具体的な経費の事例	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等
支出の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>文房具等の購入</li> <li>政務活動の遂行に必要な備品の購入やリース など</li> </ul>
支出に適しない事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会通念上妥当な範囲を超えて高額な備品の購入</li> <li>政務活動に直接使用しない、環境整備に類する備品の購入 など</li> </ul>

- (2) 主な経費の説明  
議員に交付する事務費の規定に準じる。

【運用に係るQ&A】

- Q) 資産形成に係る経費は対象外とされているが、資産形成に繋がるものの基準は何なにか。
- A) 資産形成に繋がるものとは、社会通念上高額なものであって、耐用年数が長期のもの等、個人の資産を増加させるものを指す。(なお、高額・高性能のコピー機等が必要となる場合にはリースによる対応が望ましい。)
- ~~A) 資産形成に繋がるものとは、社会通念上高額なものであって、耐用年数が長期のもの等、個人の資産を増加させるものをさす。(事務所として必要な機能を超えた備品等)~~
- Q) いくら以上のものを備品というか。
- A) 性質又は形状を変えることなく、比較的長期間の使用又は保存に耐える物品（ビデオテープ、DVD、CD-ROM等の電子資料を含む。）のうち、1点の取得価格又は取得時の時価評価額が3万円以上のもの（長崎物品取扱規則第10条(2)イ）を参考とされたい。

~~A) 性質又は形状を変えず、比較的長期間の使用又は保存に耐える物品（ビデオテープ、DVD、CD-ROM等の電子資料を含む。）のうち、一点の取得価格又は取得時の時価評価額が3万円以上のもの（長崎物品取扱規則第10条(2)イ）。~~

Q) 環境整備とはどのようなことか。

A) 政務活動費を充当することができる備品は政務活動に対する有用性が高く、かつ政務活動に直接必要なものである。したがって、会派控室事務所に掲示する絵画やエアコン、安楽椅子等、政務活動に直接関係のない環境整備のための備品には充当できない。

Q) どんなに必要なものでも10万円以上の備品は購入できないのか。

A) 10万円は目安であるため、必要性について十分に検討し、事前に個別にご相談いただきたい。状況に応じて個別に相談いただきたい。

## 10 人件費

### (1) 概要

区分	説明
用途	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
具体的な経費の事例	給料、手当、社会保険料、賃金等
支出の事例	• 会派で雇用する職員の給 <u>料</u> 与、手当、社会保険料、賃金等の費用 など
支出に適しない事例	• <u>所属議員と</u> 同一生計を営む親族の雇用に係る給与・ <u>賃金</u> など

### (2) 主な経費の説明

議員に交付する人件費の規定に準じる。

### 【運用に係るQ&A】

Q) 会派の会計担当者を雇用する人件費は、その他の活動として認められるか。

A) 議員の政務活動を補佐しているという位置づけであれば可能である。

Q) 会派等の事務職員の給与等について、全額を政務活動費で充当することは可能か。

A) 職員の事務の実態が政務活動に関するもののみであれば、全額充当も可能であるかと思われるが、大分県の事例において、会派における職員の政務活動の割合は1/2が相当との判断がなされているところであり（H23.2.24大分地裁、H24.1.31福岡高裁）、慎重に判断すべき。

~~Q) 人件費の計上に際して、給与の口座振込が一般化していえる現状を踏まえ、領収書の添付に代えて支給明細のみの添付で計上を認められるべきと考えるがどうか。~~

~~A) 政務活動費の交付に関する条例第10条第4項では、「政務活動費の支出に~~

~~係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出しなければならない。」としており、領収書以外の書類の提出を認めている。~~

Q) 1日限りの短期的なアルバイト雇用についても契約書または又は雇用通知書等の作成は必要か。

A) 雇用に際しては、原則として、勤務実態があることが必要であり、雇用契約書を作成するなど、客観的に給与の支払が証明できる書類がそろっていることが望ましい。

### Ⅲ その他

#### 1 税関係

##### (1) 所得税・課税

Q) 議員に交付される政務活動費の所得税法上の取扱いについての考え方は、(確定申告をする必要があるか。)

A) 政務活動費は、「所得税の課税上、雑所得の収入金額となる。雑所得の金額は、一年間の総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算をするが、この収入金額から政治活動のための支出を含む必要経費の総額を差し引いた残額があれば、それは課税の対象となり、残額がない場合には課税関係は生じない。(H24.8.7 衆議院総務委員会における国税庁課税部長答弁から抜粋)」とされている。

政務活動費は、政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、政務活動費の総額から政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の返還を命ずる(条例第11条)こととしており、所得税の課税上の残額が生じることはない。

以上から、政務活動費に関しては課税関係は生じない(したがって確定申告を要しない。)

Q) 会派は課税対象団体となるか。

A) 会派は「人格なき社団」であるが、「人格なき社団」に対する所得課税については原則非課税であって、収益事業を行う範囲において課税されるという考え方であり、会派は収益事業を行っていないので課税されないことになる。

~~①議員に交付される政務活動費の所得税法上の取扱いについて~~

~~用途基準に基づき使用し、残余が生じた場合に返還する規定があるので、課税対象にはならないとの情報があったが、申告の有無を含めて課税の有無について再度確認したい。~~

~~➔政務活動費は、その全額が議員としての公的調査研究その他の活動に必要な費用を賄うために使用される住組みとなっている。したがって、政務活動費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから調査研究等のために支出した費用を控除した収支差額については剰余が生じることはあり得ず(使用残額については返還義務がある)、その結果、課税所得は発生しないものと考えられる。税の区分上は雑所得になるので確定申告が必要ないとは言い切れないが、これまでの政治資金の確定申告との均衡上、確定申告をしなくても問題は生じないと考える。~~

~~②会派は課税対象団体となるか~~

~~条例では、交付対象を会派とし、所属議員が一人の会派へも交付することと規~~

~~定しているため、一人会派へも交付しているが、政務活動費の使途が会派の活動と見做すことが適当なのか疑問な点がある。また、課税上の問題が発生しないか疑問である。~~

~~➤ 会派は「人格なき社団」であるが、「人格なき社団」に対する所得課税については、原則非課税であり、収益事業を行う範囲において課税されるという考え方であり、会派は収益事業を行っていないので課税されないことになる。~~

~~また、一人会派については、確かに議員個人の活動との区別が不明確な面もあるが、条例上一人会派への支給は会派活動を前提として認められたものであり、収支報告書においては会派と個人の活動を区別すべきである。~~

~~ちなみに、政務調査費に関する徳島地裁の判決（平成5年5月28日）においては、一人会派について「所属議員が一人の会派であっても、選挙によって二人以上になる可能性はあるのであるし、実際には議会外の政党その他の政治団体と連携しているのが実態である」として交付の合理性を認めているところである。~~

## (2) 法人住民税

Q) 政務活動費を交付される会派に、法人県民税（均等割）及び法人市町村民税（均等割）納付の義務があるか。

A) 地方税法第24条第1項に道府県民税の納税義務者の規定があり、第4号では「道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」が要件となっている。

総務省都道府県税課によると、会派は県有財産の提供を受けている議会内団体であり、事務所を有しているという要件を満たしていないので、課税対象にはならないとしている。

~~① 政務活動費に絡み、会派に対して法人住民税（均等割）及び法人住民税（均等割）の納付の義務があるか。~~

~~➤ 地方税法第24条第1項に道府県民税の納税義務者の規定があり、第4号では「道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」が要件となっている。~~

~~総務省都道府県税課によると、会派は県有財産の提供を受けている議会内団体であり、事務所を有しているという要件を満たしていないので、課税対象にはならないとしている。~~

## (3) 期間

~~① 政務活動費は会計年度にあわせて、4月から3月までをひとつの期間と考えているが、税金の申告にかかる期間は、1月から12月まで（暦年）をひとつの期間と考えている。この期間のずれによる課税は発生しないか。~~

➤ ~~そもそも政務活動費に係る確定申告については、申告をしなくとも問題は発生しないと考える。~~

~~政務活動費は残余が生じた場合は返還することとされており、したがって課税対象となる所得が生ずることはないことを前提にしているのので、あえて申告する場合には年度末に使い切ることを見越して申告することで差し支えないと考える。~~

## 2 活動調査費の精算

### (1) 活動調査費の精算

Q) 政務活動費は議員一人につき月額 26 万円と規定されているが、実際の支出も月毎の増減が許されず、月毎に余った活動費は返納すべきなのか。

A) 収支報告書の提出は、通常年に 1 回年度終了日の翌日から 20 日以内となっている。したがって、1 年間の交付額 312 万円の収支報告を議長に提出することとされており、月単位の支出額が 26 万円以下の月があっても、年間の支出額が 312 万円以上であれば返納する必要はない。

① ~~政務活動費は、議員一人につき月額 26 万円交付されるが、実際の支出も月毎の増減が許されず、月毎に余った活動費は返納すべきなのか。~~

➤ ~~収支報告書の提出は、年に 1 回会計年度終了日の翌日から 20 日以内となっている。したがって、1 年間の交付額 312 万円の収支報告を議長に提出することとされており、月単位の支出額が 26 万円以下の月があっても、年間の支出額が 312 万円以上であれば返納は生じない。~~

## 3 収支報告書

### (1) 証拠書類、~~会派~~

Q) 会派活動のため購入した事務機器及び会派活動で出席した会合の会費について、証拠書類（領収書）が個人名であった場合、経理責任者の証明があれば証拠書類として認めるべきか。

A) 宛名名義よりも会費等の支出の実態が会派活動としてのものであるかによる。

Q) 会派が所属議員に支給した旅費に係る領収書の徴取の必要性は。

A) 旅費の支給が実費によれば、原則としては領収書が必要であるが、領収書が取得できない交通機関を利用した場合については、活動報告書兼支払証明書によることも可能である。

① ~~会派活動のため購入した事務機器及び会派活動で出席した会合の会費について、証拠書類（領収書）が個人名であった場合、経理責任者の証明があれば証拠書類として認めるべきか。~~



➤宛名名義よりも会費等の支出の実態が会派活動としてのものかによると考える。

② 会派が会派の所属議員に支給した旅費に係る領収書の徴収の必要性

➤旅費の支給が実費によれば、原則としては領収書が必要であるが、領収書が取得できない交通機関を利用した場合については、活動報告書兼支払証明書によることも可能。

## (2) 帳簿

Q) 会派活動のため購入した事務機器及び会派活動で出席した会合の会費について、証拠書類（領収書）が個人名であった場合、経理責任者の証明があれば証拠書類として認めるべきか。

A) 宛名名義よりも会費等の支出の実態が会派活動としてのものであるかによる。

Q) 規程で整理保管を定めている帳簿の種類及びその様式は。

A) 様式については特段の定めはないが、適正に支出されたと証明するに足りるものであることが必要である。

(例) 現金出納簿、支出経理簿、旅行実績簿、雇用職員給与台帳 など

【参考】 政党助成法によると帳簿としては会計帳簿（収入簿及び支出簿、政党基金簿）とされている。収入簿には交付を受けた金額及び年月日、支出簿には、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるために取り崩した政党基金の金額を記載することとされている。（同法第15条）

### ① 規定で整理保管を定めている帳簿の種類及びその様式

➤~~様式については特段の定めはないが適正に支出されたと証明するに足りるものであることが必要であると考え。~~

~~（例）現金出納簿、支出経理簿、旅行実績簿、雇用職員給与台帳 など~~

~~（参考）政党助成法によると帳簿としては会計帳簿（収入簿及び支出簿、政党基金簿）とされている。収入簿には交付を受けた金額及び年月日、支出簿には、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるために取り崩した政党基金の金額を記載することとされている。（同法第15条）~~

## (3) 議員死亡

Q) 議員が死亡した場合の収支報告書の提出及び返還の事務手続きについてはどう考えるか。

A) 議員が死亡した場合は、相続人により収支報告書を提出することが必要であり、その収支報告書に基づいて、剰余金がある場合には相続人からの返納が必要となる。

Q) 議員死亡による一人会派の解散があった場合、収支報告書の提出をどうするか。

A) 会派は解散した場合に収支報告書を提出する必要がある。  
このため一人会派の議員が死亡した場合は、議員交付分と同様相続人から収支報告書の提出が必要となる。

①議員が死亡した場合の収支報告書の提出及び返還の事務手続きについて

②議員死亡による一人会派の解散があった場合、収支報告書の提出をどうするか

- ~~➤ 議員が死亡した場合、条例上は収支報告書の提出は必要とされていないが、過去の取扱い上は遺族から収支報告書を提出していただいている。  
—その収支報告書に基づいて、剰余金が生じている場合には遺族から返納していただくこととなる。  
—これに対し、会派は解散した場合に収支報告書を提出することになっている。  
—このため一人会派の議員が死亡した場合は、議員交付分と同様遺族から収支報告書を提出いただくこととなる。~~

#### (4) その他

①議長に提出する収支報告書の収支金額には預金利子を含めるのか。

- ~~• 基本的には収支報告書には、政務活動費の交付額を収入として記載すれば良いと考える。~~

## 4 議長の調査権

(1) 議長の調査権議長はどのようにして調査を行うのか

Q) 議長はどのようにして調査を行うのか。

A) 調査内容としては、①政務活動と会計帳簿の記録の照合、②会計帳簿における支出内容が使途基準に適合しているかの確認、③証拠書類と会計帳簿の照合、等が考えられるが、基本的には、収支報告書の提出を受ける議長は、その報告書が所定の要件（様式や内容等）を備えているかどうかチェックすることとなる。

Q) 予算の執行に関する知事の調査権との兼ね合いはどうなるのか。

A) 都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から一般的に知事の調査・検査の権限が及ぶ。

条例では、「必要に応じ調査を行うものとする」と規定しているが、どの程度の調査を行うのか。内容をどこまで踏み込んで行うのか。

(2) 予算の執行に関する知事の調査権との兼ね合いどうなるのか

- 調査内容としては、1) 政務活動と会計帳簿の記録の照合、2) 会計帳簿における支出内容が使途基準に適合しているかの確認、3) 証拠書類と会計帳簿の照合等も考えられるが、基本的には、収支報告書の提出を受ける議長は、その報告書が所定の要件(様式や内容等)を備えているかどうかチェックすることとなる。都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から一般的に知事の調査・検査の権限が及ぶものである。しかし、調査・研修等の活動に関する領収書の証拠書類等や帳簿まで提出しなければならないとすると、議員の政治活動の自由に重大な影響を与えかねないとの考え方もあり、知事の調査・検査権を全面的、積極的に行使することは適当でないと考える。

## 5 経費区分

経費区分に当~~あ~~たっては下表を参考とすること。(収支報告上の経費区分(目的別)に対して、各々下表○印のと通りの~~充当経費内容(性質別)~~が想定されるため、留意すること。)

【参考】経費区分表 (※ただし、本表は一般的に想定しうる経費について区分しており、運用上実態に応じて個別に判断・整理が必要な場合がある。)

目的別経費 充当 内容性質別	調査 研究 費	研修 費	広聴 広報 費	要請 陳情 等活 動費	会議 費	資料 作成 費	資料 購入 費	事務 所費	事務 費	人件 費
交通費	○	○	○	○	○					
宿泊費	○	○	○	○	○					
文書通信費	○	○	○	○	○				○	
会費(*1)		○			○					
備品購入費(*2)									○	
<del>備品維持費</del>									⊖	
資料印刷費(*3)	○		○	○	○	○				
資料購入費(*4)							○			
会場費・機材借上費		○	○		○					
講師謝金		○			○					
委託費	○		○			○				
原稿料						○				
事務所費(*5)								○		

人件費(*6)											○
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(\*1) 研修、会議に等に参加する経費等

(\*2) 事務用品、消耗品等の購入及び維持に係るかかる経費等

(\*3) 広報誌、広報紙、報告書の印刷・製本に係るかかる経費等

(\*4) 書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等

(\*5) 事務所の賃借料、管理運営費等

(\*6) 給料、手当、社会保険料、賃金等

## IV 会計処理

### 1 会計帳簿等の整理保管

#### (1) 保管期間の定め

会派の政務活動費経理責任者~~及び又は~~議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製調整し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。【政務活動費の交付に関する規程定第6条】

したがって、会派が解散等により消滅した場合にあっても、保存を義務付けられている経理責任者が、保存期間が経過するまで証拠書類等を保存しなければならない。

### 2 証拠書類の整備

#### (1) 領収書等

支出を証明する書類として、領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を整備するものとする。

#### (2) 活動記録簿等の整備

交通費を伴う調査研究活動等で、領収書等~~が~~の発行~~がな~~されなかった場合~~等当~~やむを得ない場合に、~~活動報告書兼支払証明書車賃単価もしくは支払証明等~~により政務活動費を充当する~~際には場合~~、その活動内容の明細（調査場所、調査内容、調査相手先名、移動経路、移動距離等）を記載した活動記録を整備することを要する。  
【運用指針別紙様式~~2+~~】

### 3 会計帳簿類の整備

#### (1) 整備することが望ましい帳簿類

会計帳簿類の種類や様式についての規定はないが、整備することが望ましい会計帳簿類は下記のとおりである。

- 会計の状況を記録した帳簿類（預金・現金出納簿、勘定元帳等）
- 領収書の整理、保存ファイル類（領収書貼付台紙等）
- 事務職員等の勤務実績簿、賃金等支払台帳、賃金等受領書又は振込依頼書控え

## V 資料集

### 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）【抜粋】

#### 第100条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## 2 政務活動費の交付に関する条例

長崎県政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日長崎県条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、長崎県議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等により県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする。

2 政務活動に要する経費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定めるとおりとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者（月の初日に在職する者に限る。）に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第4条 会派に係る政務活動費は、月額4万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。この場合において、同一議員について重複して各会派の所属議員に含めることができない。

3 月の途中における議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があつた場合において、これらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

(議員に係る政務活動費)

第5条 議員に係る政務活動費は、月額26万円とする。

2 月の途中における議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合において、これらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、会派結成届を別に定める様式により作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の会派結成届の内容に異動が生じたとき又は会派を解散したときは、その代表者は、会派異動届又は会派解散届を別に定める様式により作成し、議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第7条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届が提出された会派又は政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派又は議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者又は当該議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者又は議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期(4月を起算月とする毎3箇月を一の四半期とする。以下同じ。)の最初の月の5日(その日が県の休日に当たるときは、その翌日)までに、別に定める様式により、当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一の四半期の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了の日の属する月までの月数分を請求するものとする。

2 一の四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、当該会派の代表者又は当該議員は、当該結成に係る第6条第1項の会派結成届が提出された日又は当該議員の任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)分以降の政務活動費を請求するものとする。

3 知事は、前2項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 一の四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合には、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)分から調整する。

5 一の四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該会派が消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

6 議員又はその相続人は、一の四半期の途中において辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員の職を失ったときは、その職を失った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書)

第10条 会派の代表者又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、会派にあつては様式第1号、議員にあつては様式第2号により作成し、年度終了日の翌日から起算して20日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を様式第1号により作成し、会派が消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員又はその相続人は、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散



により議員の職を失った場合には、第1項の規定にかかわらず、その職を失った日の属する月までの収支報告書を様式第2号により作成し、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 4 前3項の収支報告書には、政務活動費に係る支出の領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

（政務活動費の返還）

第11条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度内に行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動に要する経費に適合する支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第12条 議長は、収支報告書及び領収書等を第10条第1項、第2項又は第3項に規定する提出期限の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び領収書等の閲覧を請求することができる。

- 3 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書及び領収書等に記載されている情報のうち、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条に掲げる不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

（透明性の確保）

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等により、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条第4項の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎県政務調査費の交付に関する条例第10条第4項の規定は、前項に規定する施行の日以後に支出される政務調査費に係るものから適用する。

附 則（平成20年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定（第5条を除く。）及び改正後の長崎県特別職報酬等審議会条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成25年条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長崎県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」と

いう。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の長崎県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

様式第1号（第10条関係）

年 月 日
長崎県議会議長 様
会 派 名 代表者名
印
年度政務活動費に係る収支報告について
長崎県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第2項）に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

長崎県議会議長

様

氏 名



年度政務活動費に係る収支報告について

長崎県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

氏 名

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

### 3 政務活動費の交付に関する規程

長崎県政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月30日長崎県議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年長崎県条例第35号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条の様式は、次に掲げる区分により、それぞれ該当各号に定めるところによるものとする。

- (1) 会派結成届 様式第1号
- (2) 会派異動届 様式第2号
- (3) 会派解散届 様式第3号

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第7条の様式は、様式第4号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第9条第1項の様式は、様式第5号及び様式第6号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第10条の規定により収支報告書及び領収書等が提出されたときは、その写しを様式第7号により知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第7条 条例第1~~2~~条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、当該収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（その日が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができるものとする。

2 条例第1~~2~~条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧の請求は、様式第8号により作成した収支報告書閲覧請求書を提出して行うものとする。

3 条例第1~~2~~条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧は、議長が指定する場所で、長崎県議会事務局規程（昭和50年長崎県議会議長訓令第1号）第22条に規定する執務時間中にしなければならない。

4 収支報告書及び領収書等は、前項の場所以外の場所に持ち出すことはできない。

5 収支報告書及び領収書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 第2項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

7 前各項に定めるもののほか、条例第1/2条第2項の規定による収支報告書及び領収書等の閲覧に関し必要な事項は、議会の議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年議会告示第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日議会告示第1号）

この規程は、平成24年9月14日から施行する。

附 則（平成25年3月1日議会告示第1号）

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

		年	月	日
長崎県議会議長	様			
		会 派 名		
		代表者名		印
		会 派 結 成 届		
長崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、 下記のとおり届け出ます。				
記				
1	会派の名称			
2	代表者の氏名			
3	政務活動費経理責任者の氏名			
4	所属議員数			
5	所属議員氏名 別紙名簿のとおり			

様式第2号（第2条関係）

年 月 日		
長崎県議会議長		
様		
会 派 名		印
代表者名		
会 派 異 動 届		
長崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
記		
1 異動年月日		
2 異動内容		
区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった所属議員氏名		

様式第3号（第2条関係）

年 月 日		
長崎県議会議長		
様		
会 派 名		印
代表者名		
会 派 解 散 届		
長崎県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、 <u>下記のとおり</u> 届け出ます。		
記		
1 解散した会派の名称		
2 解散した年月日		



様式第 4 号（第 3 条関係）

年 月 日
長崎県知事
様
長崎県議会議長 氏名
印
政務活動費の交付を受けようとする 会派及び議員について
長崎県政務活動費の交付に関する条例第 7 条の規定により、政務活動費の交付を 受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

様式第 5 号（第 4 条関係）

年 月 日
長崎県知事
様
会 派 名 代表者名
印
年度政務活動費請求書
長崎県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり 政務活動費を請求いたします。
記
1 金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分（所属議員数 名）
2 所属議員氏名
別添名簿のとおり

様式第 6 号（第 4 条関係）

		年	月	日
長崎県知事				
	様			
		氏名		印
年度政務活動費請求書				
長崎県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。				
記				
1	金	円		
	ただし、	年	月分～	年 月分

様式第 7 号（第 5 条関係）

		年	月	日
長崎県知事				
	様			
		長崎県議会議長		
		氏名		印
政務活動費収支報告書（写）の送付について				
長崎県政務活動費の交付に関する規程第 5 条の規定により、年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します				

収支報告書閲覧請求書

年 月 日

長崎県議会議長

様

住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者氏名）

連絡先

（電話番号 ）

長崎県政務活動費の交付に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり収支報告書の閲覧を請求いたします。

閲覧を請求する報告書	年度政務活動費収支報告書
------------	--------------

#### 4 政務活動費の支出に伴う証拠書類等参考書式

##### 雇用契約書（書式例）

氏 名 _____ 印	生年月日 _____年 _____月 _____日
現住所	
電話番号	緊急時の 連絡先

下記の条件にて雇用契約を締結します。

雇用期間	____年 _____月 _____日 から ____年 _____月
就業場所	
職務内容	
就業時間	
休日	
給与・（賃金）	月給 _____円 （時給 _____円）
給与支払	日締切 _____日支払
給与振込先	銀行 _____支店 普通預金 _____口座番号

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

雇用者 会派名 印  
代表者名 又は 議員名 印

被雇用者 氏名 印

~~雇用者 会派名 代表者名~~ 印

又は議員名

印

被雇用者

氏

名

印